

# 第3回世羅町議会定例会会議録

令和5年9月5日  
第1日目

世 羅 町 議 会

1. 議事日程

令和5年 第3回世羅町議会定例会 (第1号)

令和5年9月5日

午前9時00分開議

於：世羅町役場議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 高 橋 公 時	2 番 上 羽 場 幸 男
3 番 上 本 剛	4 番 矢 山 武
5 番 向 谷 伸 二	6 番 田 原 賢 司
7 番 藤 井 照 憲	8 番 松 尾 陽 子
9 番 徳 光 義 昭	10 番 久 保 正 道
11 番 山 田 陸 浩	12 番 米 重 典 子

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

2 番 上 羽 場 幸 男                      3 番 上 本 剛

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長 奥 田 正 和	副 町 長 金 廣 隆 徳
会 計 課 長 山 崎 誠	総 務 課 長 広 山 幸 治
財 政 課 長 矢 崎 克 生	企 画 課 長 升 行 真 路
税 務 課 長 藤 井 博 美	町 民 課 長 道 添 毅
子 育 て 支 援 課 長 山 名 智 並	健 康 保 険 課 長 宮 崎 満 香
福 祉 課 長 小 林 英 美	産 業 振 興 課 長 垣 内 賢 司
商 工 振 興 課 長 山 口 徹	建 設 課 長 福 本 宏 道
上 下 水 道 課 長 市 尻 孝 志	せ ら に し 支 所 長 前 川 弘 樹
教 育 課 長 早 間 貴 之	学 校 教 育 課 長 平 尾 浩 一
社 会 教 育 課 長 荻 田 静 香	

6. 職務のため議場に参加した事務局の職氏名(3名)

事 務 局 長 黒 木 康 範	書 記 追 林 威 宏
嘱 託 書 記 貞 光 有 子	

令和5年第3回定例会一般質問通告事項一覧

【質問期日 令和5年9月5日】

順番	質問者	質問事項
1	4番 矢山 武	1 ヤングケアラーへの対応と進学への支援は 2 インボイス制度の強行で多くの免税農家は 3 新しい学校給食センターの運営と町の調理 の負担はどうか
2	8番 松尾陽子	1 女性の健康増進の取組を 2 奨学金返還支援制度の推進を
3	3番 上本 剛	1 中学校部活動地域移行 どうする世羅町
4	7番 藤井照憲	1 地域の将来像をどう導くのか 2 せら夢公園のパークPFIとは

## 開 会 9 時 0 0 分

(起立・礼・着席)

○議長（米重典子） 現在、議場でのマスクの着用は個人の判断としておりますので、ご了承願います。なお、議場の定期的な換気は行います。

また、10月31日までは庁舎内クールビスの実施により、軽装による勤務を行っています。議場内においても、それを適用いたします。皆様のご理解をお願いいたします。

開会に先だち、町長の挨拶があります。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） おはようございます。令和5年第3回世羅町議会定例会の開会にあたりましてひと言ご挨拶を申し上げます。

今年の夏はこれまでにない猛暑が続き、体調管理には特に気を使われたことと思います。稲刈り等の農作業も残暑の中で大変と察しますけれど、お身体にご自愛いただきますようお願い申し上げます。

夏祭りから秋のイベントへの時期へと移りまして、フルーツ王国夢まつりの開催や各地域での行事もいろいろと計画をされているところでございます。長寿に感謝する敬老会もこれまでのご労苦に感謝し、工夫して行われる地域もあるようでございます。近年は訪問のほうを控えさせていただいておりました100歳の方へのお祝いも予定をしております。今後も楽しい毎日を過ごしていただきますよう願っているところでございます。

先般は、ハワイへの中学生海外研修の報告を早間教育長から受けたところでございます。生徒はホームステイ先で大歓迎をされまして、学校ともすばらしい交流ができたと聞いております。過去におきまして世羅から行く中学生については、ホームステイ先から行儀が良いので大歓迎であるというお声をいただいているところであります。9月16日土曜日に生徒からの直接の報告会も計画されております。現在、円安の影響で食事代が高いとは聞いていたところでございますけれども、有名なハワイのロコモコという料理や、日本のラーメン、うどん等が1杯4,000円近くするとはびっくりしたところでございます。参加いただいた方、生徒さんの費用、大変多くかかったと存じますけれども、

良い経験となったことは確かであると察しております。今後においてはまた海外からの留学生の受入れ等もあると思いますので、いろいろと対応のほうもよろしくお願い申し上げるところでございます。

このたびの定例会では報告1件、専決処分承認1件、諮問2件、同意2件、令和4年度決算認定など多くの議案を提出させていただきます。慎重審議いただきご理解をいただく中のご決定賜りますようお願いし開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

○議長（米重典子） 以上で町長の挨拶を終わります。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達していますので、これより令和5年第3回世羅町議会定例会を開会します。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先だち、諸般の報告をいたします。

町長から、政務報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

教育長から、教育行政報告について提出されています。お手元に配付しておきましたからご了承願います。

7月18日に開催の「令和5年度第2回議会報告会並びに意見交換会」に、7月31日から8月1日に開催の「令和5年度第1回市町村議会議員特別セミナー」に、

8月8日から8月10日に開催の「令和5年度市町村議会議員研修」に、

8月17日に開催の「令和5年度広島県議長会議員研修会」に、

お手元に配付のとおり、それぞれ議員派遣しましたので報告しておきます。

本定例会に出席を求めた説明員は、お手元に配付しました報告書のとおりであります。

本日までに受理した陳情書は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付しています「請願陳情一覧表」のとおり、所管の常任委員会へ付託しましたので、ご了承願います。

次に監査委員から、令和5年5月分、6月分、7月分に関する「例月出納検査結果の報告」及び令和5年6月実施の「定例監査の結果報告」が提出されています。写しを、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 上羽場 幸男議員、3番 上本 剛議員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの「17日間」にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声 ]

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、「17日間」と決定しました。

日程第3 一般質問 を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、ヤングケアラーへの対応と進学への支援は 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） トップバッターではりきってまいりますので、いい答弁をよろしくお願いいたします。

1項目目はヤングケアラーへの対応と進学への支援についてお尋ねをします。国においては異次元の子育て支援として子どもへの対応が一定に考えられておるようであります。そうしたなかで子どもがケアの仕事につかざるを得ない家庭の状況等によって十分な勉強、あるいは活動ができないという例もある

というようにお聞きをしております。私も中学時代にはかなり長期にわたって農作業の手伝いや家事の手伝い等もやってまいりました。長男ということもあって、致し方がないような感じでやっておりましたが、非常にただ勉強が難しい、宿題等はほとんどできなかつたんですが、難しいというだけではなしに、いろんな課題があったように思うところであります。そうしたなかでこうした状況を早期に対応するという事は非常に重要な問題であるということで1点目の点をお尋ねをします。

不十分なコロナ対策の中で、所得格差が拡大をする、そういう中で、異次元の子育て支援が叫ばれておりますが、財源もはっきりしないという状況にあります。

特にそうしたなかでヤングケアラーへの十分な対応、そしてそうしたことによって進学が難しいという事に対してもきちんと対応する。国においては借入れをしたものを償還する場合に一定の対応をすることもありますが、貸し付けがずっと続くような状況であります。基本的に給付型の奨学金を大きく増やすことによってこうした問題に対応することが、特に大学等の入学金や授業料が上がる中で重要な課題であると思ってお尋ねをいたします。

子育ての充実と併せまして、学校や社会での対応も非常に重要な課題であるわけですが、こうした子どもの状況について関心を持って、気軽に学校や地域などで子どもに「困りごとはないか」というような声掛けをするということが早期に対応をする必要があると考えるところであります。

本格的に軍事費を増やす予算が実行されるという状況の中で、教育をもっと力を入れる、子育てに力を入れるということが非常に重要な課題であり、ソーシャルワーカーの強化を進めて、早期に虐待を発見をする対応など教育委員会と町の対応についてお尋ねをいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま矢山議員から「ヤングケアラーへの対応と進学への支援は」についてお尋ねをいたしましたので、お答えいたします。

教育委員会としましては、ヤングケアラーの現状を把握することは、非常に重要であると認識しております。しかしながら、議員ご承知のとおり、家庭内

のデリケートな問題でございまして、本人や家族が自覚しにくいなどの理由で実態把握の難しさがございます。

そこで、教育委員会としましては、教職員に対しヤングケアラーにおける研修を強化するよう取組んでおります。

具体的には、学年始め及び学年末等に、教職員1人1人が、ヤングケアラーとはどのような子どもたちのことを指し、どうすれば早期発見できるのか、また、どのような対応・支援ができるのかといった具体的な研修を継続、実施しておるところでございます。

また、令和4年3月の町校長会議におきましては、厚生労働省「子どもが子どもでいられる街に」のホームページ上の資料を紹介しまして動画等の活用など、さらに研修の充実を図るよう周知しております。

また、議員ご指摘のソーシャルワーカーの強化についてでございますけれども、昨年度まで町内の小中学校には2校だけにソーシャルワーカーを措置できておりませんでしたけれども、昨年度末に広島県教育委員会と連携・協議した結果、令和5年度からは5校に対しソーシャルワーカーを措置することができております。

引き続き、ソーシャルワーカーのみならず、今後心配されそうな児童生徒に対し、スクールカウンセラーや子育て支援課等、関係機関との連携を密にし、児童生徒の困り感を早期発見し、即時対応できる組織体制を構築してまいります。

続きまして、給付型奨学金についてでございますけれども、教育委員会としては、生徒の高等学校等への進学に当たりまして、主に3つの給付型奨学金を考えております。一つめとして高等学校等就学支援金制度、二つめ高校生等奨学給付金制度、三つめとして高等教育の修学支援新制度、これらを始めといたしました各種支援策等を、各学校を通じて保護者の皆様に対し周知しております。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは矢山議員のご質問に私のほうから、子育て支援の面からについてお答えをさせていただきます。

ヤングケアラーについては、支援が必要であっても表面化しにくい構造となっておりまして、早期に発見した上で適切な支援につなげるためには、福祉、介護、医療、教育等といったさまざまな分野が連携し対応することが重要となっております。

子育て支援課では、子ども家庭総合支援拠点に専門性のある子ども家庭支援員を配置し、学校を始めとする関係機関との情報連携や、家庭訪問による実態把握等に努め、早期発見・早期対応を実施しているところでございます。

また、児童家庭支援のためのソーシャルワークやケースマネジメント、相談援助等に関するスキルを強化するため、積極的に専門研修を受講し実務経験を重ねております。

今後も継続した支援のできる専門職の配置が必要不可欠でございまして、ケースワークのできる職員の育成に注力してまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初に教育委員会のほうに対して何点かお尋ねしたいと思うんですが、保護者の皆さん、最後の点ですが、保護者の皆さんに周知をしているということで奨学金の問題についてお尋ねしたいと思うんですが、現状がこういう取組みをされておるということで一定の効果は上がっていると思うわけですが、その現状についてどのように考えておられるか。

また1回目の質問でも申し上げたように、なかなか教育委員会で解決はできない問題かもしれませんが、やはり大学進学等に関わってですね、非常に私はこの進学を保障するというか、そういうことが重要になってきておるなかで、状況は先ほど申し上げたとおりですが、やはり不安に対して全然不安がないような対応はとれないわけですが、やはり少しでも前進をしていくように、国も一定の給付の強化等は考えてはおるようですが、この点について1点お尋ねします。

それから早期発見、組織体制ということが答弁をされておるわけですが、いろんな事情で勉強がしにくい状況に、病気だけではなしにいろんな状況で、それから簡単に触れただけのような通告になつとるわけですが、全部が、虐待がそういうことと関わっているという意味ではないんですが、やはり件数は増え

る傾向にあるのではないかと思うので、こういうことも把握は難しいというのはわかるのはわかるんですが、やはり先生と子どものつながりをですね、きちんとして、気軽に話をしてくださいと言えぱしてくれるというもんでもない。信頼関係がきちっと築かれて、何でもこの先生なら話ができるんだというような関係を一朝一夕にはできんのんですが、経験の多い先生のアドバイスも受けながら、そういう子どもの状況をつぶさに観察をしながら、先ほど家庭訪問という話もありましたが、家庭のなかの状況等もできるだけつかんでいくというような努力が必要ではないかと思うので、そうした点で何かあればお尋ねします。それから

○議長（米重典子） 矢山議員、まずその辺までで答弁を受けられたらどうでしょうか。

○4番（矢山 武） はい。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは矢山議員、2点質問があったというふうに捉えております。

まず1点目は保護者に対し周知するなかでどのように考えているかということでございます。議員ご指摘のとおりですね、給付型奨学金は返済不要の奨学金でございます。このことにつきまして、現在、本町独自でですね、この給付型奨学金を創設する、そういったことも踏まえまして、義務教育を所管する教育委員会内では実際は行っていません。しかしながら先ほど教育長が答弁さしていただいた3点等含めたさまざまな奨学金制度については中学校を中心にご説明させていただいて、大学進学のみならず、いろんな進学に向けての保障制度、これは貸与型ですよ、これは無利子、有利子等含めたものですよというのをきちっと説明するようにしております。またそこに関わりましては、先ほど義務教育段階ではなかなか難しいですが、県立学校人事係、広島県教育委員会の所管のところと細かく連携をいつもさせていただいております。そのなかでこのたび出ました、令和2年4月からスタートしております日本学生支援機構の給付型奨学金といった国が早期に求めているものについて最新の情報を学校のほうにいち早く提供していくように努めております。1点目については以上

でございます。

続きまして2点目の早期発見のための組織体制であったりとか、具体的な話をお聞かせいただいた件についてです。議員おっしゃるように、今、世羅町のみならず広島県内の教職員は非常に若い先生方が増えてきています。先輩の先生方を模範にしながら、寄り添うというところをキーワードに信頼関係を築こうと各学校取組んでおります。各学校では具体といたしましては、先ほど申し述べましたスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等を含む関係者の皆様と定期的にケース会議等設けて、該当する教職員のみならず全教職員と、児童生徒に関わる情報共有を行っております。そのなかで先輩の先生方から若い先生方にですね、ここは一緒に家庭訪問に行こうとか、これは管理職の先生と共に動こうとか、細かな組織体制を連携しているところでございます。学校独自で行っていくというよりは、学校長中心にですね、さまざまな関係者を交えた組織体制を作っているところでございます。

○議長（米重典子） 児童虐待については。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） ヤングケアラーについて児童虐待につながる例もあるかもしれないというところで、現在子育て支援課で把握をしております要保護ケースとしましては世帯として5件、人数18人。要支援が必要だと把握している世帯について7件、人数として13人。子ども家庭支援拠点として把握しております世帯数は7件、人数として14人を把握をしているんですが、この世帯については定期的に専門職の保健師、保育士の子ども家庭支援員が定期的に各ご家庭と連携を持ちまして信頼関係を築きながら、心配事、それから困ったことなど含めて、さまざまな相談を受けたり、家庭の状況をお伺いしたりしているところでございます。そのなかでヤングケアラーと断定でできるような例は現在は把握はしておりません。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 最初答弁をいただいた点でそういう取組みをして一定に現状がどうかということでは十分に把握はされていないかと思うんですが、これに

よって一定に改善をされておるといふ認識を課長は持っておられるんだろうと思います、やはり給付型の奨学金、先ほど答弁をいただきました国の支援機構ですか、そこなんかの関係も人数が一定に限られておるんじゃないかというように思うんですが、それだけでも前進だということは私もわかるんですが、そこらもう少しあまり詳しくなくてもいいんですが、希望者に対してどの程度の対応ができるような状況になっておるのか、再度お尋ねしたいと思います。

それから子育て支援のなかで1点だけお尋ねしたいと思うのは、町長は最後の辺で、専門職の配置が必要だということを述べられておるわけですが、なかなかどんどん職員を配置をして、専門職を人数を増やすということは難しいと思うんですが、重要な課題について来年からこういうふうにする、さ来年からこういうふうにするということにはならんのにしても、重点的に取組む問題をきちんとして、先ほどの児童虐待等もなかなか把握が難しいわけですが、世羅町でそういうことがあるというんじゃないんですが、全国的にもいろんな問題が発生をしとるわけですから、そういうことを未然に防いでいくというためにもですね、きちんと行政がそういうことに対して対応してくれるんだというように、信頼というか、がないと、かえってそのことによって虐待というか、問題が悪くなるということもあるわけなので、そこらは慎重な対応がいろいろあると思いますが、これらについて何か考えがあればお尋ねします。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは給付型奨学金についてのわかる範囲でということでご回答させていただきたいと存じます。まず国のほうで、今はっきりわかっている部分につきましては、令和2年度より開始されております高等教育の修学支援新制度、これにつきましては令和2年度は全国の数になりますが、約27万人、令和3年度は約32万人、そして令和4年度は約34万人に対して支援を実施し、制度開始前の平成30年度には約40%と試算されていた住民税非課税世帯に対する方々の進学率は令和4年度、最新のところで比較いたしますと57%と約17ポイント向上したというふうなことが文部科学省のほうから通知としてこちらのほうに入ってきております。世羅町のなかでというふうになりますと、ここはまだ十分把握できてないところもございますが、そ

ういった制度を使いながら、先ほども申し上げさせていただいたように、大学等のみならず専門学校等含めて進学率等上げてまいりたいと考えております。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 今後も継続して支援が行える専門職の配置についての考えでございますが、現在子育て支援課のなかにあります子育て支援係ほぼ全員がですね、県が主催したりします研修に参加をしております。これはオンラインでの研修であったり、対面の研修であったりというのが年間通して数々の研修がありまして、本日も研修を受講している状況もありますが、対面で研修を行う場合には、実際グループワークとしまして、案件についての協議を行ったりしまして研修を行っております。そして議員おっしゃいますとおり信頼関係を築いていくということが大切であると感じております。これにつきましても研修を通して、またはヤングケアラーについても把握しやすいのは子どもと接する時間が長い保育所であったり、認定こども園、小中学校、高校、それから放課後児童クラブであるかと思っております。各機関との連携を常に取りながら、少しでも変わった様子とか、子どもが困った様子があれば所属内でも連携をし、そして子育て支援課へすぐ繋いでいただくような連携も常に行っている状況であります。

○議長（米重典子） 次に インボイス制度の強行で多くの免税農家は 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 議長。

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。2点目のインボイス制度の強行、そして多くの免税農家が大きな影響受けるのではないかとということでお尋ねをいたします。

2022年度の食糧自給率を見ると、37.6%で前年より0.37下がったという報道がされておりました。農水省はアメリカ、カナダ、オーストラリアからの輸入を合わせると80%になり、心配はいらないというようなことを言われておりますが、たとえばウクライナの小麦が日本へきているわけじゃないんですが、アフリカへ主に行くとるとかということも聞いたことがあります。1か所で何

か問題が起きるとそれが世界的な農産物価格が高騰することは明らかであります。そうした点では自給率を上げる、一定に目標も定めて取組みをされておるわけですが、下がり続けている。下がる率は少なくなっておるようですが。そういう点では若い世代が農業に魅力を持って一定の所得が得られる、こういう取組みがされないと自給率の向上は図れないと思います。10月から実施をされるインボイスも多くの農家に非常に影響し、中小企業等にも免税業者には大きな影響を与えると考えますのでお尋ねをいたします。

これまで、消費税の申告をしていない1千万円以下の免税農家は、申告をすれば消費税が20万前後返るといふ例もあるようには聞いておりますが、これから証明書を求めて、それが出されないものについて、買入業者が値引きをする、8%を引くとか、証明書がない場合には取引をやめるとかいう状況が発生をする心配があります。消費税の申告をするとすると、大変な負担がかかるわけですが、今の状況は多くの生産資材、ガソリンやそのほか、肥料等も高騰して、去年の米価の場合、一昨年と、その前と一緒という状況のなかで、非常に厳しい状況があり、今年も30キロで300円くらいかというような話も出されておりますが、こういうなかで、農機具等のすべての資材は、消費税10%を収めて、販売するものについては、8%の消費税ということで、差額が一定にあるということで、きちんとこれから先、税率が上がるとすると、税を徴収するという考え方に立っているんじゃないかというように思うわけですが、これらについて町の考え、指導等をお尋ねをいたします。

○町長（奥田正和）（挙手）

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは矢山議員の2問目でございます「インボイス制度の強行で多くの免税農家は」についてお答えをさせていただきます。

まず「インボイス制度」とは、本年10月1日から始まります消費税に関する新しい制度で、正式名称を「適格請求書等保存方式」と申します。

インボイスとは、適格請求書のこと、売り手が買い手に対して正確な消費税額や適用税率などを伝えるために発行するものでございます。事業者が売り上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を差し引く「仕入税額控除」を行うためには、原則として、仕入先からインボイス・適格請求書の発行を受

け、保存することが必要となります。

この適格請求書は、税務署長の登録を受けたインボイス発行事業者のみが発行できるもので、インボイス発行事業者は、登録番号と必要事項が記載された請求書の発行及び保存が必要となります。

免税事業者のインボイス制度への対応につきましては、農業協同組合の組合員が農業協同組合等を通じた農林水産物の委託販売、いわゆる農業協同組合等へ出荷している場合には、特例として組合員等の適格請求書の交付義務が免除されます。

また、制度開始後6年間は、仕入先が免税事業者等のインボイス発行事業者でない場合であっても、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置が設けられており、この措置期間を含めて周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） これは日本たばこ産業が生産者に対して消費税を納めていない方に対して、一方的に8%を下げるということを通知をしたということで、全国的に大きな問題になっておるわけですが、それだけでなくも厳しいなかで、こういうことが一方的に行われるということになると大変な状況になるのではないかというように思います。これは撤回をされたようではありますが、これらの動きというのはただたばこ産業だけではなく、取引きをやめるとか、いろんな形で表面化しようとするわけですが、町長の答弁では、経過措置があるとか、周知をとすることは国が決めたインボイスなので、容認をするということだろうというように思うわけですが、こういう力が弱いようなところ、免税農家がどの程度の割合になっておるか知りませんが、多くの農家は消費税を申告して納めるというような対応にはなっていないかと思うんですが、そこらの状況はどのようになっておるのか。

それから申告しておれば還付をそれなりに受けて、それで毎年毎年還付があるということじゃないんですが、税を納めずに益を受けているというような発想ですが、そういう方々の免税農家の負担は相当納める、計算をするということになる、かかるわけで、この辺についてはやはり税率が2とおりになると

ということで、こういうことになるんかどうかわかりませんが、やはりどう農業を先ほども申し上げましたように農業を守っていくかという姿勢に立って、多くの団体、組織等が反対の運動をされて、そういう反対の運動の中でも当初のとおりに進めていくんだというのが国の考え方ではありますが、こうした状況について担当課としてはどのような考えを持っておられるのか。非常に大きな問題に、それでなくても生産費を償えない農産物価格の中で一方的に物価値上がりの影響を受けて、今後、

○議長（米重典子） 矢山議員、質問の要旨を明確にお願いいたします。

○4番（矢山 武） はい。今後、経営がやりたくてもできないという状況がどんどん増えて、今でも作付が減っておるわけですが、さらに大幅に減るんじゃないかというように思うんですが、ここらの認識も併せてお尋ねします。

○産業振興課長（垣内賢司） 議長。

○議長（米重典子） 産業振興課長。

○産業振興課長（垣内賢司） ご質問にありました計算方法等について、かなりの労力等かかるのではないかとございますが、確かに議員おっしゃいますように、消費税の計算等、これまで免税事業者ということでされてない方におかれましては、かなりの労力がかかってくるのではないかというふうにご認識をしております。そういったなかで町として特にこれといって研修等ということは行ってないわけですが、JA等におかれましてはここ1年間です、各部会等を中心に12回程度の研修会等を実施をされておられます。また、組合員全員を対象とされました研修についても今年度4月中旬に開催をされまして、100名余りの方が参加をされたというふうにお聞きをしております。

また各産直市場等におかれましても同様の研修等の実施等をされておられるということをお聞きをしております。また商工会等におかれましても研修等の実施をされておられます。生産コスト等のお話しもありました。肥料農薬等かなり高騰してきておるといことも町としても認識をしておるところでございます。

また作付の来年度以降の減少ということの懸念もいただきました。町といたしましてはこれまで既存にあります各補助事業等をしっかり活用いただくなか

で、営農の継続ということで支援をしてまいりたいというように思っております。

また今年度より地域計画というものを策定をしてまいります。そういったなかです、地域の方の今後の営農の作付規模なり、そういったものも地域の皆様と一緒に協議を重ねる中で、今後の営農について町も一緒に考えていきたいと思いますというふうに考えております。

○4番（矢山 武）（挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 答えにくいところあるんかもしれませんが、税について最初に答弁をいただきました、一定割合の仕入税額控除ができる経過措置がということが言われるんですが、これで全然効果がないと言うんじゃないですが、これで大丈夫だということにはならないんじゃないかというように思うわけですが、このことによって非常に税務課としては税が免税から今度は課税業者になって増えるという認識を持たれておるのか。そこら辺、非常に国のやることに沿ってやっていかないといけないし、そこら辺のルールもあろうと思うんですが、どのように認識をされておるんですか。時間もありますので、これでこの項終わりたいと思うんですが、あれば。

○税務課長（藤井博美） 議長。

○議長（米重典子） 税務課長。

○税務課長（藤井博美） お答えします。議員おっしゃいますように、課税事業者が、発注元である課税事業者が免税事業者の方との取引においてインボイスが発行していただけないとなりますと、やはり仕入税額控除に使えないことになるであるとかということからですね、免税事業者との今までの取引を継続するかどうかということに関係してきたり、その分を値下げしなさいというような交渉も可能性としてはあるところでございます。町長の答弁にもございましたが、経過措置といたしまして免税事業者が制度に参加するため課税転換した場合の税負担を抑える特例が2026年9月末までであるとか、免税事業者と取引する発注元の税負担を抑える特例が29年9月末までであるとかいう特例がございます。免税事業者の方に対する支援措置でございますが、インボイス発行事業者になるかどうかというのはあくまでも任意でございます。ご

自身の取引先が個人、法人の割合どうか、また事業の状況、影響などを考慮していただきまして、適格請求書発行事業者の登録の可否を判断していただければと思います。税務署におきまして登録の可否に関する個別相談でありますとか、税理士によります無料オンライン相談等もございますので、ご活用いただくなかで、登録をされるかどうかについて判断していただきたいと考えております。

○議長（米重典子） 次に 新しい学校給食センターの運営と町の調理の負担はどうか 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。給食センターが統合して事業がスタートしようとしとるわけですが、これらの課題と言いますか、町の考え等についてお尋ねをしたいと思います。

令和7年4月にスタートを目指す学校給食センターの運営は民間事業者が担うことになっております。委託して運営をするということで、これまでより負担が少なくなるのかどうか。また、業者への安全な給食の提供などが、きちんとチェックをされる必要があるんじゃないかと思えます。

委託料については15年間で17億円余りということで、毎年の負担が1億1千万円余りになるわけですが、学校と保育所合わせてそれぞれに配達をするということで、物価の影響等も受けるんじゃないかと思うんですが、給食数の減少、年間の給食回数等をどのようにこの委託料に見積もっておられるのか。地元食材の利用や、そしてこれらの運営やあるいは建設に関わる業者の実績等、どのようになっておるのか。毎年の生徒数により委託料が変わるのではないかと思うのですが、それらと、また建設業者等については、それなりの実績はあると思いますが、現状の経営実態を十分に把握をして発注をする必要があるというように思うわけですが、これらについてどのように把握をされておりますか。また、これらの業者の運営について、事故があってはいいませんが、事故等、そのほかいろんな責任についてきちんとチェックをする町としての体制が必要ではないかと考えるところでありますが、これらについてお尋ねをいたし

ます。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま矢山議員より丁寧なご質問いただきましたので、少々お時間を頂戴したいと思います。

「新しい学校給食センターの運営と町の調理の負担は」というご質問にお答えいたします。

新学校給食センターは、安全・安心で世羅町らしい美味しい給食を将来にわたって安定的に提供することをもって、本町の子供たちの成長に寄与することを目的といたしまして、令和7年4月の開業に向けて事業を進めております。

本事業は、議員ご指摘のとおり施設の設計・建設・運営までを民間活力導入によって実施いたします。

そのため、令和7年4月からは、給食調理と配送、食器の回収と洗浄等については、民間事業者が担うこととなります。

一方で、これまでどおり世羅町らしい美味しい給食を継続するために、献立の作成、食材の発注、納品された食材の検収及び地元食材使用率の維持向上に向ける、こられの点につきましては引き続き町の責任において行います。したがって、町としての業務に係る負担は軽減されるものと考えております。

次に安全管理についてでございますが、受託事業者の全ての給食業務に関わりまして、品質確保に関するサービス水準の維持・改善のために自己監視を義務付けております。そして定期的な外部評価及び監査も設けております。

また、給食のチェックにつきましても、先ほどの受託事業者の自己監視の報告がございますので、それを受けて町として定期的なチェックを行う中で、安全・安心な給食調理が実施されているかを判断いたしまして、必要に応じて指導も行ってまいります。

続きまして、維持管理・運営でございますが、議員ご指摘のとおり、令和7年度から令和21年度までの15年間と長期にわたりまして、その費用は17億1,000万円余り、よって毎年度1億1,000万円程度の負担となります。

新しい学校給食センターでは、主食のご飯も提供いたしますので、その部分の費用は、現状と比較しますと増額となります。また、これまでは事後保全的

に対応しておりました施設・設備、また機器類の修繕や更新でございますけども、本事業では予防保全の観点から計画的に計上されております。こうしたことも鑑みまして、現在稼働しております2か所の学校給食センターと各保育所の合計費用を比較いたしましても、妥当な金額であると判断しております。

続きまして、物価変動への対応についてでございますけども、物価変動に伴う委託料の改定は、物価の指標が1.5%以上変動した場合に、町及び事業者の申し出によって協議するものと規定しております。

また、給食数についてですけども、児童生徒数の将来推計値を基に、各保育所と小中学校の課業日ごとの数量を算出し、年間を合計した数値としております。

地元食材の利用につきましては、泥付き野菜、規格外品の受入れも想定した施設設計を行っております、町・事業者・納品業者と連携を図りまして、米や野菜を中心に、地元食材の使用率は将来的に8割を目指す計画としております。

この度の給食運営を受託した事業者の実績につきましては、まず本町より大規模ではありますけども、廿日市市大野学校給食センターと府中市学校給食センターの給食業務の受託実績がございます。また、県外ではございますけども、滋賀県東近江市と北海道厚沢部町におきまして、本町と同じく学校給食と保育所給食の複合施設を受託されております。

次に、給食調理の業務委託料についてでございますが、これは固定費と変動費を合算して算出しております。

まず固定費についてですけども、将来にわたって一定額を負担する必要がある費用でございます。この固定費というのは、大きく施設の維持管理と給食調理に区分されておりました、まず施設の維持管理に係る経費は毎年1,900万円余りと一定額でございます。給食調理につきましても、給食数の減少に関わらず、事業者側の施設運営に必要な人件費が主に相当いたしますので、毎年9,000万円弱と一定額でございます。

それに対しまして変動費は、主に年間約250万円程度かかります水道代など、給食数に応じて変動する経費が該当しております。しかしながら、今後、給食数が減少した場合も、それに比例して総費用につきましては大きく減少す

ることではないと見込んでおります。その要因としましては、調理の作業工程や配送先数が一定であること、給食品質の維持向上、また安全性確保の観点から一定の雇用維持が必要であるためでございます。給食数の減少により、雇用者の従事時間の変動は見込まれますけれども、雇用総数はほぼ一定でございます。よって、これらのことを勘案した結果、単年度の負担額は、ほぼ一定となっております。

続きまして、建設業者の受注実績でございますけれども、建設代表企業の実績といたしまして、東広島市北部学校給食センター新築工事の受注がございます。また、建設の町内企業におきましては、道の駅世羅の新築工事や小国自治センター改築工事の受注実績がございます。

最後に、今後の運営についてでございます。まず運営事業者においては現地に駐在する統括責任者を町との連携窓口といたします。そして、運営業務責任者と副責任者、それから配送責任者、そして衛生・調理並びにアレルギー対応食調理の各主任がそれぞれ配置されておまして、調理や配送の従事者へ適切な指示を伝達する系統的な体制が築かれます。

一方町といたしましては、定期的な報告を統括責任者から受けるとともに、毎月開催される連携会議へ出席いたしまして、運営状況や課題について共有し協議を行います。こうした取組みによりまして、円滑な協力体制のもとで、15年間良好な運営事業を実施してまいります。

また、運営事業を実施する上で様々なリスクが予測されますけれども、給食の調理と配送、食器類の配送と回収、洗浄など、給食業務全般において事業者が実施する業務に係る責任は、事業者が負うこととなります。一方で、献立の作成、食材の発注から検収を始めとしまして、引き続き町が実施する業務に関しては町の責任となります。いずれにいたしましても、町と事業者のリスク分担を明確に示しておりますので、町と事業者が、それぞれの分担の中で事業を実施いたしまして、先ほど申し述べました連携体制のもと、町は事業者の業務遂行状況を監督し、安全・安心で世羅町らしい美味しい給食を継続することに努めてまいります。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 4番。何点かお尋ねしたいと思うんですが、受託業者が一方的な都合によって要求というか、値上げをしてほしいという、それだけじゃないですが、いろんなことであったときに、町として対応する、町は日々定期的な報告を統括責任者、責任者は受託者だろうと思うんですが、報告は受けたとしてもですね、そこでどのように判断をするかということが私は非常に重要だというように思うんですよ。要求されればいくらでも出すという考え方は持ってはおられんと思いますよ、この取組みによって15年間良好な運営事業を実施できるということに私はならんんじゃないかと。町の具体的にね、どのようなチェック機能を果たしていく体制を考えておられるんですか。そこがきちんと対応しないと機能しないと私は思うんですよ。それから事業者についてもこれまでに実績がこのようにある、ああいうようにある、1回目の質問でも言いましたんで、ひどろ詳しくは言いませんが、現状の人員体制をきちんと把握して、それらの事業が責任もって執行できるという保証がないといけないということで申し上げたところです。

最後に費用の問題、現行の給食との費用の問題について答弁はいただいておりますが、具体的に町内で生産されたものを8割ですかね、すぐそういうようになるんかどうかわかりませんが、使用するなど、不揃いなものでも調理ができるんだというような答弁であったと思うんですが、こうしたことに対してきちんと業者と対等に話ができる、そういう責任を持って対応するということができないと、給食数が減っても費用は変わらんのだと、ちょっと何ページだったかな。というようなことがあります、材料が減るだけで調理時間や、経費はあまり下がらないということですが、それなりに経費の変更は、あんまり小さいことをどうこう言おうと思いませんが、状況をきちっと把握をして、言えるような対等な立場でないと、住民から見ても納得できないというような状況になるんじゃないかという心配を私はしとるんです。ですからそこはそれによって雇用者の人数が減らないんだというようなことも言われておりますが、これから15年後に現状とですね、どのくらい人数が変わってきて、ここで答弁をされたような状況になるのか、もう少し具体的に答えていただきたいというように思います。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは矢山議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。大きなところといたしましては、委託事業者と町と対等な立場でしていただきたい。きちっとお互いに説明ができる、町民に対しても、児童生徒に対してもというところだというふうに捉えさせていただきます。

まず1点目のチェック体制等にかかわりまして、先ほど少しご説明をさせていただきましたが、より少し具体を申し上げさせていただきますと、町といたしましては実際に毎日監督をすることや、毎月年回3回等含めてですね、定期的なチェック体制をマニュアルに沿って、このマニュアルというのは100項目以上のチェック項目がございますが、それに対してチェックを行い指導を行っていくものでございます。

またそれに伴って業者のほうからさまざまな物価高騰によつての値上げを求められた際におきましては、この物価変動に伴う委託料、この改定につきましては、日本銀行の調査統計局が公表しております企業向けサービス価格指標、これを基準として行ってまいります。先ほど申し上げましたマニュアルに沿ったチェックというところでございますが、それに基づいて、町が求める水準を満たしていないと判断した場合、その内容につきましては、減額をすること、そういったことも基準として示しているところでございます。また業者主導の給食にならないようにというところで、不揃いの野菜等ございましたが、これにつきましては県費の栄養教諭と町の栄養管理士、これがそれぞれがその中に連携して、献立を作成するというふうな流れでやっておりますので、それにつきましても業者主導にはならないというふうに捉えております。

最後に生徒数等の具体でございますが、実際稼働予定としております令和7年4月につきましては推計値は児童生徒全体は1,046名、教職員は200名を考えておりますので、1,246、約1,200名程度を考えております。その後15年を見据えたときの令和21年につきましては児童生徒全体の数が679名、教職員につきましては200と考えております。と申しますのは、児童生徒数の推計を見定めた際、学級数の維持は変わりませんので、ここは教職員の数は200として勘案しております。そういった場合、合計は879名となります。そういった

差額をみますと、15年で、現推計値ではございますが367名の減というふうな具体的な数で今、勘案しているところでございます。これにつきましては今後当然、変わってくるかもしれませんが、そういった数を見合わせても、給食等に関わる事業者自身の工程、数が減りますので事業実施の時間は変わるかもしれませんが、作業工程であったり、人員の確保、そういった点では変わらないと考えておりますので、先ほどご答弁させていただいたような状況になるというふうに考えております。引き続き業者主導ではなくてですね、町も一緒になって今後の子どもたちのために業務を遂行していきたいと考えております。

○4番（矢山 武） （挙手）

○議長（米重典子） 4番 矢山 武議員。

○4番（矢山 武） 2回目の質問の中でも触れましたし、

○議長（米重典子） 残り1分となっております。

○4番（矢山 武） 最初の1回目の質問のときにも触れたわけですが、業者の問題についてはですね、きちんとそれなりにどういう形で設計業者が一定に対応するんかもしれませんが、きちんとやってもらいたいということと、変わらないという答弁は1回目と2回目も同じということですが、やはり状況をきちんと把握をして、そのことによってスーパーという言い方はよろしくないか、数だけ作ればそれで責任を果たしたということにはならないわけですから、学校教育の一環としての給食が機能するということがされないで、委託によって質が低下したり、

○議長（米重典子） 矢山議員、時間です。

○4番（矢山 武） ということのない取組みをお願いして質問を終わります。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、矢山議員がずっとおっしゃっておられましたように、状況を把握いたしまして、児童生徒に質の高い、そして安全安心で美味しい給食を提供したいという私たちの願いを実現するものでございます。ですから町からも多くの財政支出をいただいておりますので、そのことはきちんとチェックしたうえで、適切な運営ができるように今後もきちんとその体制を維持

してまいろうと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（米重典子） 以上で 4 番 矢山 武議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開は 10 時 30 分といたします。

休 憩 10 時 13 分

再 開 10 時 30 分

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に 女性の健康増進の取組を 8 番 松尾陽子議員。

○8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○8 番（松尾陽子） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に則って質問させていただきます。

女性の半分が 90 歳まで生きるという「人生 100 年時代」を迎えています。

私たち公明党女性委員会は全国各地で、「ウイメンズトーク」を開催して草の根活動を展開し、さまざまな立場にある女性の声に耳を傾けてきました。さらに有識者からのヒアリング、視察等を精力的に行い、政策提言を「すべての女性のためのトータルプラン」として取りまとめ、本年 5 月、内閣官房長官宛に早期実現に取り組むことを強く要望して提出させていただいたところです。このトータルプランで大きく 5 つの提言を行っていますが、4 つ目の提言として、「生涯にわたる健康支援」ということで、フェムテック、女性の健康課題を技術で解決へと導く製品やサービスのことを指しますけれども、このフェムテックの活用推進など 25 項目にわたって提案しています。

本町では、長期総合計画の中で、健康増進体制の充実・生涯にわたる健康づくりの推進を謳っておられます。女性の健康については、その心身の状態がライフステージや年代に応じて大きく変化するという特性があるため、その状態に応じた適切かつ効果的な支援が望まれます。

本町はこれまで男女に限らず、健康増進のための施策を推進しておられると思いますが、女性に特化した取組みの重要性についてはどのようにお考えでし

ようか、見解をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○町長（奥田正和） 松尾陽子議員の「女性の健康増進の取組を」のご質問の中、私からは1点目「女性に特化した取組みの重要性」についてお答えをさせていただきます。

町では、「世羅町健康増進計画（健康せら 21）」の基本理念に掲げます「人と人とのつながりを大切に、みんながいきいきと安心して暮らせる健康なまち」を目指し、子育て期、働き盛り期、高齢期のライフステージごとに理想の姿を掲げ、健康づくりへの取組を進めているところでございます。

現状、女性に特化した取組みはございませんけれども、年齢に応じました女性特有の心身の不調により、日々の暮らしや仕事などに影響が生じることもあることから、その軽減、解消のための取組みと、社会の理解を深めるための情報発信が重要であると考えております。

松尾議員、いろいろと研修を積み重ねておられます。さまざまな観点においてまたご示唆ご指導いただければと考えているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ただいまご答弁いただいたなかで女性に特化したそういう健康課題につながる取組みが重要であるというふうに考えておられるというふうに推察をさせていただきました。この世羅町健康増進計画は恐らく10年ごとの周期で作られているものかと思えます。2024年度から厚生労働省が健康日本21、これは第3次を基本方針として発表されております。そのなかで女性については、ライフステージごとに女性ホルモンが劇的に変化するという特性を踏まえ、各段階における健康課題の解決を図ることが重要であるというふうに明記をされております。世羅町においてもこの第3次の基本方針に沿って、また策定がされるものと思えますがこの点についていかがでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。健康せら21につきましては、令和4年度が計画の中間年にあたっております。見直しのために令和3

年度にアンケート調査のほうを実施し、令和4年度で見直しを行っております。今後この見直しの中で女性に特化したものというのを今回はまだ入れることはできておりませんが、この5年後、今後5年後ですね、その時点の計画策定の際には国の方針もございますので、取込んでいきたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） その点についてはしっかりとお願いをしていきたいと思っております。取組みをしっかりとこの中に盛り込んでいただいて、女性に特化したものが実現できるように取組んでいただけたらというふうに思います。

次の質問に移ります。思春期から青年期世代への健康教育についてお伺いをいたします。

この時期は、月経に関すること、やせすぎや貧血による健康リスク、望まない妊娠や性感染症の知識など重要な課題が多くあります。学校と協力して保健指導や健康教育を行い、すべての女性が適切な時期に正しい知識を身に付けることは非常に大切であると考えますが、見解をお伺いします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは2点目の「思春期から青年期世代への健康教育」についてお答えいたします。

学校教育といたしましては、中学1年生を対象に、心身の機能の発達と心の健康を題材とした保健分野における授業が実施されていると聞いております。

町におきましては、健康保険課で中学2年生を対象に、生活習慣病予防やがん予防、たばこや飲酒の害などについての出前授業を、子育て支援課では中学3年生を対象に、「性の健康教育講演会」を、学校と連携し行っているところでございます。

適切な時期の正しい知識の習得は重要であると考えており、学校と連携を強化し、今後も取組んでまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） たいへん具体的にご答弁をいただきました。適切な時期

に正しい知識を習得することは本当に重要であると考えております。学校としっかりと連携をしていただいて今後もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

世代別の取組みについて、お伺いをしていきます。

10代、20代の若い世代に自身の健康についての正しい知識を持つことは、一生の土台となることから大変重要な時期であるというふうに考えます。

特に小学校・中学校の期間は、心も体も大きく成長する時期ですけれども、SNSの発達によりさまざまな情報が入るため、早い時期からの適切な保健指導、健康教育、デートDV防止教育が必要であると考えますが、現在学校では、どのような健康教育が行われているのでしょうか。お伺いいたします。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） 今、松尾議員質問されました小学校及び中学校の期間における健康教育、これについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、学校現場では、GIGAスクール構想のもと、1人1台端末の利活用を進めておりまして、学校と家庭のいずれにおきましても、児童生徒は、さまざまな情報を簡単に入手できるようになっております。

そのため、学校では、保護者啓発を含む情報モラル教育の充実及び保健・健康等に係る正しい知識を身に付ける指導という両輪で推進しております。

このうち2つ目の正しい知識を身に付ける取組みの一例といたしましては、発達段階に応じて、まず小学校では、保健の時間を中心に、大人に近づく体の変化や心の変化について学びます。そして体にはどんな変化が起こるのかを知り、成長することへの不安を取り除けるような指導を行っております。

中学校では、子育て支援課と連携し「性の健康教育講演会」を開催しております。外部講師として助産師を招へいし、思春期の心と身体の発達や子どもを産み育てること、性感染症の予防方法等について学ぶ機会を得ております。

また、発達段階を問わず、共通したキーワードとしましては、「自分自身を大切にすること」でございます。学級活動を始めとする特別活動や道徳の時間等を通じまして、男女問わず共に充実した学校生活を築いていくための意識や

態度を育成するとともに、家庭や社会における男女相互の望ましい人間関係のあり方の学習を行っております。

さらに、今年度5月には、町主催研修として初めてのことでございますけれども、養護教諭を対象とした研修を実施いたしました。外部講師から児童生徒の心のケアの仕方やデートDVに係る講義・演習を行っていただきました。養護教諭を中心に、引き続き、児童生徒が発するサインを見逃さない体制づくりの構築に努めてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） ただいまの答弁のなかで中学校では、子育て支援課と連携して、性の健康教育講演会を実施していると、出前講座を実施しているとお話しがありました。これは先ほど健康保健課の課長の答弁のなかにもありました中学3年生を対象とした講義ということによろしいでしょうか。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） 中学校3年生を対象として毎年行っているものでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 昨年6月だったと思いますけれども、私もデートDVに関して一般質問をさせていただきました。そのデートDVの防止教育、防止講座を是非とも実施をしてほしいという要望をいたしました。まだそれは実現できておりませんが、今回のご答弁の中で今年度5月に町主催で養護教諭を対象にデートDVのことについて講義演習を行っていただいたというふうにありました。これは1歩前進なのかなというふうに思っておりますけれども、このデートDVに関しては性犯罪の被害者にも、加害者にもさせないという、そういう取組みでありますので、是非ともデートDVの講座の実現、実施を実現していただきたいと思っております。このことは強く要望して次の質問に移らせていただきたいと思っております。

このコロナ禍の中でストレスを抱えた若い女性の摂食障害が増えていること

が懸念をされております。また、20代、30代の方が過度なダイエットを行った結果、やせすぎの女性が増えて、低出生体重児の出産につながるなど、深刻な状況に陥る事もあるというふうに伺っております。女性がやせすぎてしまうことに対する取組みがあればお聞かせください。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。女性がやせすぎてしまうことに対する取組み」についてでございますが、健康な身体を維持するための、適正な食事の量や食べ方などの食習慣は、心身に大きな影響を及ぼします。

食生活改善推進員協議会では、心と身体の健康づくりの取組みとして、ヘルスサポーター21事業を実施しております。この事業は、中学2年生を対象とした、栄養不足・やせすぎがもたらす身体への影響や食生活のポイント等、健康づくりと毎日の食事について考え実践するための出前講座でございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この出前授業についてでございますけれども、これは生活習慣病の出前授業とは別に摂食障害というか、そういう食事に対する、やせすぎに対する出前講座をされているという認識でよろしいでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。先ほどの答弁をさせていただいた生活習慣病予防やがん予防の出前授業は保健師のほうが行っております。今回申し上げましたヘルスサポーター21事業は世羅町の食生活改善推進員の方に中学校に出向いていただき講演のほうを、講習のほうをいただいております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） では、この出前講座でありますけれども、実施回数としてはどのくらいの回数、1回だけなんですか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） ヘルスサポーター21 事業についてはそれぞれ中学校に1回のみ講座となっております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 大きな講座としては1回ずつ各学校で実施されているということではありますが、このやせすぎの問題に関しては、たいへん重要な問題だというふうに思いますので、いろんな場面でこのやせすぎの対策も必要なのではないかというふうに考えておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。やせすぎに対する取組みにつきましては、特にこのヘルスサポーター21 事業のように思春期の時期に実施することが大変望ましいと考えております。そのほかマタニティ教室などそういった事業を活用しながらも、食生活に関する啓発等も併せて行う必要があると考えております。食生活改善推進員の皆様方にいろいろなサロンなど事業をしていただいておりますので、そういった面でも正しい食生活、やせすぎは抵抗力の低下や疲れやすいとか、貧血であるとか、女性ホルモンのバランスの乱れ、骨粗しょう症になりやすいといったところを含め、摂食障害も含めて、自身の心や身体に影響があるだけでなく、将来妊娠したときに胎児への発育への影響もあるといったことも含めて、しっかりと理解をしていただけるよう、自身の身体レベルや生活スタイルを確立をしてもらえるように啓発のほうを実施を継続してまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 生理不順などにも繋がったりとか、一番発育する大事な時にそういう形で摂食障害を起こしたりとかいうことになると、大変なことになりますので、しっかりとまた取組んでいただければというふうに思います。

では次に移ります。成熟期から更年期世代の健康相談窓口の設置についてお

伺いをいたします。

この時期に更年期障害かもしれないと不安を持っておられる方の声を多く聞きます。更年期障害は、さまざまな症状があり、相談場所にお困りの方は少なくありません。なかには仕事に支障をきたし、経済的に困窮される方もおられます。

独立行政法人労働政策研究研修機構などの調査結果をもとにした専門家の試算によりますと、更年期症状が原因で離職した人は40代、50代の女性の中で、推計46万人というふうに言われております。また厚生労働省は昨年7月、更年期の症状や医療機関の受診状況に関する全国意識調査の結果を発表しました。これによると、更年期障害の可能性があると考えている人の割合は50代の女性が最も多く38.8%でした。症状を自覚し始めていても医療機関を受診していない割合は40代、50代の女性で約8割を占めています。こういったことで女性特有の症状について安心して相談できる窓口が必要であると考えますが、設置についてのお考えをお聞かせください。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 4点目の「成熟期から更年期世代の健康相談窓口」についてお答えいたします。

県では、性と健康の相談センターにおいて、助産師による電話・オンライン・対面相談が実施されております。更年期障害を始め、女性の健康の保持増進、妊娠・出産を取り巻くさまざまな悩みなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援となっております。

不安や悩みでお困りの方のサポートに繋がるよう、相談窓口の周知に取り組んでまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） この性と健康の相談センターというのは県に設置をされておりますけれども、これを周知する、相談窓口の周知を図ると、取り組んでまいりますということで今、ご答弁いただきましたけれども、具体的にこの周知にどういう形で周知を図っていかれるおつもりなのか、お聞かせください。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。現在行っております周知につきましては3月の女性の健康週間においてがん検診や骨粗しょう症など女性の健康に関する資料を掲示したり、総合健診の会場で資料を配布し啓発のほうを行っております。そのほか町のホームページでは女性に特化したものではございませんが、健康相談や心の健康相談窓口などの周知を行っております。今後も国や県の動きをみながら誰もが相談しやすくなるよう、相談窓口の周知に努めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 町のホームページにですね、この性と健康の相談センターのリンクを貼りつけていただいでですね、そこから、ホームページから一気にその相談窓口に飛べるような形にさせていただけるといいのではないかなというふうに個人的には思っております。

もう一つご提案なんですけども、更年期症状が出ている方の具体策として更年期症状を数値化して客観的に捉える簡略更年期指数 SMI というものがあるんですけども、ご存じかどうかちょっとわからないんですが、これは具体的に10項目にわたる症状、たとえば顔がほてる。汗をかきやすい。腰や手足が冷えやすい。息切れ、動悸がする。寝つきが悪い、または眠りが浅い。怒りやすく。すぐイライラする。くよくよしたり、憂うつになることがある。頭痛、めまい、吐き気がよくある。疲れやすい、肩こり、腰痛、手足の痛みがある。こういった10項目にわたって自分で強、中、弱、なしという判断をするんですね。それを数値化して、強だったら10点とか、いろいろあるんですけども、そういうものを総合的にトータルで数値で表して、これはもう医療機関に受診するようなレベルのものだということが判断できるような自己採点の評価法があります。これを是非、総合健診などの項目の一つに加えていただいで自分で自己判断ができて、医療機関に受診すべきなのかどうなのか、自分の状態がわかるような、そういうものなので是非使っていただければというふうに考えておりますけれども、この点についていかがでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 議員おっしゃいますような数値化して自身で自分の状況を判断できる材料の一つとしてそういった SMI というものを活用できるかどうか、総合健診などの機会に提供ができるかどうか、これから研究をしてまいります。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） しっかりと研究していただいて、是非ともチェック項目を取入れていただければというふうに思います。

では、次の質問に移らせていただきます。高齢女性に多い骨粗しょう症への対策についてお伺いをいたします。

骨粗しょう症になると軽い転倒でも骨折しやすくなり、要介護状態になるリスクも高く、寝たきり状態になる要因にもなります。本町における骨粗しょう症検診の現状、受診者数また受診率をお聞かせください。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 5点目のア「骨粗しょう症検診の現状」についてお答えいたします。

40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性でみた令和4年度の受診者数は121人、受診率は18%、60歳から70歳の方の受診率が高い状況でございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 若いときはなかなか骨粗しょう症に関しては意識がいかないことがあるかと思えます。女性特有に年齢を重ねるごとに骨粗しょう症になるリスクが高くなります。閉経後、生理がなくなってから一気に進むというふうにも言われておりますけれども、大体50代くらいから骨粗しょう症の傾向というのは出てくるというふうに言われております。受診者数が121人、受診率が18%、これが高いのか、低いのかということをお考えますと、決して高い

とは言えないのかなというふうに感じます。年齢を重ねられますと骨粗しょう症に対する意識も出てくるということで、年齢が高いほど受診される方が多い傾向にあるのではないかなというふうに思います。この総合健診の中で骨粗しょう症の健診というのは実施をされているということで間違いないでしょうか。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 町の総合健診での骨粗しょう症検診は女性は20歳以上の方、男性は30歳以上の方が500円で受診ができます。その他誕生月健診や、国保人間ドックでも30歳以上であれば受診のほうはできます。総合健診ではワンコインで可能でございますので、受診勧奨でも進めているところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 明確な答弁をいただきましたので次の項目に移りたいと思います。検診の重要性の周知と啓発、予防に対する対策のお考えをお伺いいたします。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） それでは検診の重要性の周知と啓発、予防に対する対策について、お答えいたします。

骨粗しょう症検診は、早期に骨量の減少者を発見し、予防することを目的として実施するものでございます。議員おっしゃいますように、骨粗しょう症による骨折が要介護などに繋がる要因にもなります。

そのため、検診と予防は重要と考えており、高齢者の方が参加されるサロンなどの場を活用した、保健師からの骨粗しょう症予防をテーマとした話や、食生活改善推進員による「シニアカフェ」を通し、啓発を行っているところでございます。

また、10月20日の世界骨粗しょう症デーに併せ、広報せらで、骨粗しょう症に関する記事を掲載するよう考えております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 是非広報せらで取上げていただいて、皆さんに広報していただきたいと思います。

次に、乳がん、子宮頸がん検診についてお伺いをいたします。

乳がん、子宮がんについては、予防のための検診は非常に有効であると思います。乳がん、子宮がん検診の受診数・受診率をお聞かせください。

○ 健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○ 議長（米重典子） 健康保険課長。

○ 健康保険課長（宮崎満香） 6 点目のア「乳がん、子宮頸がん検診」についてお答えいたします。

令和 4 年度の乳がんの受診者数は 353 人、受診率 18%、子宮頸がんの受診者数は 422 人、受診率は 16%でございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 先ほどの骨粗しょう症と同じように必ずしも高いとは言えない、そういう数値だというふうに思いますけれども、推移的には多少なりとも増えているのか、減っているのか、その点はいかがでしょうか。

○ 健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○ 議長（米重典子） 健康保険課長。

○ 健康保険課長（宮崎満香） お答えいたします。この 2 つのがん検診につきましては受診率は令和 2 年度が約 20%、乳がんについては 23.5% ございました。令和 3 年度がちょっと下がってまいりまして令和 4 年度もさらに低下をしております。コロナによる受診控えというのもあるとは考えておりますが、受診率のほうは令和 2 年度以降低下をしております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 低下しているということですが、この受診率をアップさせるための取組みについてお考えをお伺いいたします。

○ 健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 「受診率をアップさせるための取組み」について、お答えいたします。

検診の受診率が低い理由としては、受診控えもあったかと思いますが、受診への抵抗感も考えられます。そのため、未受診者への受診勧奨の通知を実施するほか、3歳児健診時や保育園・認定こども園の保護者を対象に啓発資料を個別に配付し、関心を持っていただけるよう啓発しております。

また、総合健診において実施する乳腺エコーについて、20歳から受けていただけるよう設定しているほか、21歳の方へは子宮頸がん検診、41歳の方には乳がん検診受診の無料クーポン券を配付し、受診への働きかけも行っております。

検診による早期発見が、非常に有効となります。今後も、受診への勧奨、病気に対する啓発等の取組みを進めてまいりたいと考えております。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 9月はがん制圧月間というふうになっております。奇しくも。しっかりとこの取組みについて取組んでいただいて、一人でも多くの方が受診をされて早期発見ができるように努めていただきたいと思いますというふうに思います。これまで女性の健康増進に関してさまざま質問をさせていただきました。女性の就労等が進み、平均寿命が延びてきているなかで、女性が家庭や職場、地域で果たしている役割には大変大きいものがあり、女性が健康でいきいきと過ごせることは女性の一層の活躍につながるものと考えます。

本町のホームページのなかには是非とも女性の健康に特化した専用ページを設けていただき、健康意識の向上、健診の受診勧奨も含めさまざまな女性の健康に関する情報を掲載していただければというふうに考えます。これからも女性の健康増進につながる取組みの推進を要望してこの項目の質問を終わります。

○健康保険課長（宮崎満香） 議長。

○議長（米重典子） 健康保険課長。

○健康保険課長（宮崎満香） 現在、国においても女性の健康に特化した研究機能を担うセンターを創設する動きがございます。妊娠、出産や更年期障害な

どホルモンバランスの変化によって生じる健康問題の研究で、病態の解明や予防、治療に活かすことを目的とされております。町においてはこの国や県の動向を把握するなかで、町のホームページなどをしっかりと活用し、相談窓口の周知、また健康増進に関する情報の啓発・周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 次に 奨学金返還支援制度の推進を 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） 次に 奨学金返還支援制度の推進ということで質問をさせていただきます。

公明党は、今までも”学びたい人”が経済的理由等により「進学を諦めることのない社会」を目指して、「奨学金制度」の対象者の拡大や、返済不要の「給付型奨学金」の実現に取り組んできました。

そういった取組みを進めていく中で、「日本学生支援機構」によると、現在大学生の2人に1人、年間128万人の学生が「奨学金」を利用するまでに制度が拡充してきました。かくいう私の長男もこの奨学金制度を使って大学に進学いたしました。

しかし、そんな中、卒業後世羅町に帰ってきた若者の皆さんから、よく聞くのが「奨学金の返済が苦しい。負担が重い。」という声です。

実は、2019年度末の返還延滞者数は、32万7000人で、延滞債権は約5400億円にのぼります。延滞の主な理由は、家計の収入減や支出増で、延滞が長引く背景には、本人の低所得や延滞額の増加が指摘されています。

こうした利用者の負担軽減に向け、返還を肩代わりする支援制度が、2015年から実施されています。一定期間定住し、就職するなどの条件を満たせば、対象者の奨学金の返済を自治体が支援する制度です。2022年6月現在で全国615市町村が導入しています。

自治体と地元企業などが基金を作ることを条件に、国が自治体の負担額の2分の1を特別交付税で支援する枠組みでスタートしましたが、公明党がこの制

度の拡充を「青年政策 2020」の一つとして当時の安倍首相に政策提言、2020年6月に制度が拡充されました。

それにより、市町村については基金の設置が不要になり、国が支援する範囲も負担額の2分の1から全額、これは上限がありますけれども、そこまで拡大されました。

今、NHKの朝ドラ「らんまん」のモデル 牧野富太郎博士の故郷でもある高知県佐川（さかわ）町では、「奨学金返還支援（全額肩代わり）事業」を実施されております。令和4年度から佐川町に10年以上定住する意思のある者を要件として、1年間の支援額（上限）24万円、2万円×12か月分として8年間、計192万円の返還支援を実施されております。令和4年度当初予算で10名分の予算を組みましたが、募集者が多かったため補正予算で10名分を追加しました。結果として、20人、これに対して23人が申込みました。

このことにより佐川町出身者を含め、23人の若者が佐川町に新たに住むことになりました。対象者23人の平均月額返金額は、1万3000円～1万5000円で、町想定の2万円以下になっており、20名想定で23名の支援を行っても、予算的には十分な状況だったというふうに聞いております。

またお隣の神石高原町でも 町内に5年以上定住することを要件として年間15万円を上限として実施をされております。ただし、神石高原町の場合は5年以内に早く3年で転出してしまったりする場合は、その補助金を返してくださいというのが条件となっております。これちょっと厳しいかもしれませんけれども。

そこで、奨学金返還に苦しんでいる若者の負担を軽減するとともに、地方創生の観点から、若者の地方定着を促す本制度をわが世羅町でも本格的に実施することが必要であると考えますが、奥田町長の見解をお伺いいたします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 松尾議員の2問目にございます奨学金返還制度の実施についての私の見解についてご質問いただきました。

議員今、縷々ご説明いただきました。高知県の成功例等もご紹介いただきました。私も以前よりUターン戦略等をしっかりやっというこのことのお話し

もさせていただいておりますし、また農業者等での新規に世羅町へお住まいいただくそういった方々の支援もさまざまに行っているところでございます。こういった奨学金制度を借りられた方々への取組みについては国においてもさまざまな事業を行っておられ、特に公明党からのいろんなご提案をですね、政府としても進めておられます。

議員ご指摘いただく経済的理由等により進学を諦めるということではなく、学びの環境を確保する制度として広く活用されているこの奨学金制度でございます。

世羅町における奨学金返還補助金につきましては、この後のご質疑いただきますなかで担当課よりその内容について答弁させていただきます。奨学金利用者に対する直接の補助金ではないということでございますが、定住施策や就職による人材確保の観点からも、他市町での実施状況と効果を検証するなかで、町として現行制度との比較や調整を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 今、ご答弁いただいたように前向きな答弁というふうに受け止めております。本町で奨学金制度、これは中小企業に対する補助という形での奨学金返還支援制度を導入されているというふうに認識しておりますけれども、この導入企業の現状、3月にも聞かせていただきましたけれども、進展がありましたでしょうか。

○ 商工観光課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 商工観光課長。

○ 商工観光課長（山口 徹） それでは商工観光課よりお答えいたします。導入の町内の現状でございます。これご質問いただきました商工観光課で扱っております中小企業における奨学金の返還支援制度でございます。こちらにつきましては、現状ではまだ活用されているということがございませんので、実績は無いものでございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 前回聞いたときに実施されておられませんという悲しいお知らせをいただいたんですけれども、現状としてまだ変わっていないと。この導入されない現状はどういう点からきているのか。これは次に質問します周知ができていない、そのために企業が導入していないのか、それともほかに理由があって導入ができていないのか、その点についてお伺いいたします。

○ 商工観光課長（山口 徹） 議長。

○ 議長（米重典子） 商工観光課長。

○ 商工観光課長（山口 徹） それではお答えいたします。3 点目の奨学金返還支援制度の企業への周知はについてお答えいたします。

○ 議長（米重典子） 松尾議員、3 点目にいっていいですか。

▼【松尾議員：「今の質問について。」】

それとも、なぜなのかというところ。周知についてはまだ次ですね。導入されていないのはなぜなのかというところの見解をお願いします。

○ 商工観光課長（山口 徹） 失礼いたしました。それではご質問にお答えいたします。

導入に至っていない現状があるというのは先ほど答弁させていただきました。この理由でございますが、担当課としましては、導入が進まない理由といたしまして、企業によってさまざまな理由が当然あるかと思えます。考えられますのは、この制度でございますが、企業内に返済の支援制度をまず設けていただく必要がございます。また働き方改革等の取組みを進めていただくということで、そういったまずこの制度を受ける前に企業のほうでそういった自らの制度を整えていただく必要があるというのが条件になっております。この条件が企業によりましてはなかなかそういった制度をまず企業の中で整えて、まずは奨学金について企業が肩代わりして返済していくような形を整えていくのがなかなか事務的にもちょっとハードルが高いところがあるのかなというふうに担当課としては認識しているところでございます。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○ 議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） それでは3 項目目の奨学金返還支援制度の企業への周知についてお伺いをいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは3点目の「奨学金返還支援制度の企業への周知は」についてお答えいたします。

企業への周知でございますが、世羅町ホームページにて掲載しており、お問い合わせを等いただいた場合は、資料等を交えながらご説明をさせていただいております。

また、世羅町商工会と連携して商工会員様に情報提供を行っており、また企業を訪問させていただいた場合にはですね、支援制度の説明も行っておるところでございます。

○8番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8番 松尾陽子議員。

○8番（松尾陽子） なかなか周知しても使っていただけないというのは現行制度に問題があるのではないかなというふうに認識をいたしますけれども、先ほど紹介した佐川町では返還支援と併せて、また町独自の奨学金を創設をされております。町に定住すること、あるいは就職することを要件として町独自の奨学金を支給する。できれば、給付型で奨学金制度を創設される、世羅町に帰ってきていただいたら、返さなくていい。よそに行ったら返してねといった形のものでもいいかと思うんですけれども、そういったものを創設してはと思いますが、そのお考えはありませんでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 4点目の町独自の給付型奨学金返還支援制度創設についてお答えをさせていただきます。

議員ご質問の制度につきましては、若年者に対する定住施策の観点から有効な手段の一つであるというふうに考えております。しかしながら、先ほど町長の答弁にもございましたが、町と利用者双方に有益な政策でなければならないと考えております。進学をされる決意をされて、その時点で給付型の奨学金を支援する。そうしたなかで夢を持って学業に励まれる若者が最終的に世羅町に帰ってこなければならないということですね、考えていただくというのは大

大変重要であるというふうに考えておりますが、やはりこういった政策をするにあたっては、まずどういったことでその利用者が求められているかというニーズの把握というものも大変重要であるというふうに考えております。議員ご指摘いただきましたように、近隣では神石高原町が実施をされております。これにつきましてはふるさと納税の活用ということで実施をされておりますが、神石高原町さんにおかれましては、あまり成果が出ていないということ。また、町の計画の中でのこれは政策ということで、時限式ということを伺っております。さまざまに情報交換をしながら先ほど議員ご提案いただきました政策につきましては事業効果を検証して、世羅町としての制度、こういったものの確立に向けて検討してまいりたいと考えております。

○ 8 番（松尾陽子） 議長。

○議長（米重典子） 8 番 松尾陽子議員。

○ 8 番（松尾陽子） 神石高原町については令和 6 年度までということで今、実施されているというふうに伺っておりますけれども、本当に若者が将来結婚して子どもを作ってという形で家庭を持とうと思ったときにですね、この奨学金の返済が大きな壁になっている場合も多々あるというふうにお伺いしております。ご夫婦でお互いに奨学金を借りている場合、また高校のときから奨学金を受けて大学まで進学してダブルで奨学金を使っていらっしゃる方もいらっしゃるので、そういった意味でそういったところに支援をするということは重要になってくるのではないかと思います。将来こういった形で本町や企業から奨学金の返還支援を受けることができる可能性があるということ、また現行高校生、また現中学生、移住政策ということで考えれば、世羅町以外の若者にもこの拡充された本制度があるということで、卒業後の進路の選択、さらには大学、専門学校などを卒業した後の居住地の選択としても大きな影響力を持つのではないかとこのように考えます。町独自の支援制度の創設に向け、積極的に取り組んでいただくことを強く要望して私の質問を終わります。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。先ほど議員ご提案いただきました給付型の奨学金、これについては、なかなかちょっと難しいかなとは思

んですけれども、返還支援につきましては、若者の定住、また就職をされるなかでの条件をつけての給付ということは可能ではないかなというふうに考えております。先ほど申し上げましたが事業効果をしっかりと検証して、現在世羅町でも小さい事業ではございますが、若年者の遠距離通勤の補助事業、これも令和4年度では39人と、令和3年度発足当時から言えば3倍の成果を得ております。こうしたようなこともございますので、しっかりと中身を検証して、できるだけ制度の創設ができるかどうかということを検証してまいりたいと考えております。

○議長（米重典子） 以上で8番 松尾陽子議員の一般質問を終わります。

次に 中学校部活動地域移行 どうする世羅町 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 議長より発言の許可をいただきましたので質問させていただきます。項目1 中学校部活動地域移行 どうする世羅町でございます。

質問の要旨、中学校の部活動についてでございますが、児童生徒のニーズの多様化や生徒数の減少に伴い、中学校の部活動メニューが縮小される一方で、教員数の減少による勤務負担の増加などが指摘されています。このような状況下で、中学校部活動の地域移行が検討されています。

中学校の部活動は、多くの子どもたちにとって学びや成長の場であり、友情を育み、自己を発揮する重要な場でもあります。しかし、地域移行が実現するかどうかは、適切な指導を担っていただける人材確保が課題で、この点に大きくかかっています。

地域移行はすでにモデル校で試行的に取り組まれています。公立中学校の休日の部活動については、2023年度から2025年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に段階的に取り組み、可能な限り早期に実現することを目指しています。

一方で、学校が部活動を設置し、運営することは法律上義務とされていませんので、なくなっても法律上問題はありませんが、これまでとは異なる大きな改変であるため、地域や子どもたち、保護者からも不安の声が上がっています。

す。地域移行によって子どもたちが犠牲になることのないよう、慎重な対応が求められます。

特に、学校から遠い地域での部活動に参加するには身体的・時間的な負担が発生します。交通の便が悪い場所では、子どもたちが部活動に参加するために長時間かけて移動することが必要になるかもしれません。その結果、学業と部活動の両立が難しくなり、やむを得ず部活動への参加を断念しなければならなかったり、部活動による長時間の拘束によって、学業が疎かになってしまう可能性も懸念されます。

部活動の地域移行を実現するにあたって、子どもたちの学びや成長に支障がないよう、十分な配慮・適切な指導者を確保するための施策を考えること・地域の有志や保護者の協力・地域移行によって新たな協力体制が必要となるでしょう。特に学校と地域が連携し、問題解決に取り組むこと、これが一番重要であると考えます。

中学校部活動の地域移行は大きな変革ですが、子どもたちの未来を考え、部活動に参加する子どもたち自身の意見を重視し、彼らの意欲を尊重するための適切な対応を行うことで、より良い部活動の環境を築くことができるでしょう。地域社会全体で協力し、子どもたちの成長を支援することが求められます。そこでお聞きします。

(1) 人口の多い都市で考えられたクラブ活動の地域移行ですが、世羅町型の地域移行は。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただ今ご質問ございました「人口の多い都市で考えられたクラブ活動の地域移行だが、世羅町型の地域移行は」についてお答えいたします。

議員ご承知のとおり、この部活動地域移行は、スポーツ庁と文化庁が一体となって進めている大きな事業でございます。

その中で、中山間地域の市町村においては、地域等の合意形成や条件整備等のため時間を要する場合も考えられることから、令和7年度末までを「改革推進期間」とされまして、休日の部活動について、地域の実情に応じて可能な限り早期

の実現を目指すこととされております。

議員ご指摘の「世羅町型の地域移行」につきましては、中山間地であります世羅町の実情を踏まえ、世羅町に適した運営体制や環境整備及び推進期間等について慎重に検討していく必要があると考えております。そこで、今年度、世羅町部活動の地域移行検討協議会を立ち上げまして、今年度内に3回の協議を行う予定でございます。まずは、有識者等を交えた協議を十分行った上で、世羅町の実情に応じた部活動の地域移行の方針を定めてまいります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 今年度世羅町で部活動の地域移行検討協議会を立ち上げられたということですが、メンバー構成と具体的な協議内容は何でしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは上本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず世羅町の地域移行検討協議会そのものでございますが、それ以前の段階として、この中身は学校教育課のみならず、社会教育課、この2つの課が一体となって取組んでいます。そのなかの地域移行検討協議会をさらに設立したということでお話しさせていただきたいと思っております。

まずこの協議会のメンバーでございますが、世羅町ならではの地域移行が進みますように、各中学校長やPTAの会長様、そして世羅町内の活動、運動団体含めてですね、活動団体の関係者の皆様、そして世羅町ゆかりの学識経験者ということで、総勢約10名を委員として実施しているものでございます。その10名の皆様と一緒に協議会の中で考える内容としては、主に6点を検討協議として挙げております。1点目は部活動地域移行に向けた方針そのものの作成でございます。2点目は地域移行に向けた目標開始時期といったスケジュールでございます。先ほど議員のほうもご指摘いただいたり、教育長からの答弁もございましたが、国のほうでは令和7年度末までを改革推進期間とされておりますが、そこにずれは生じてくるものとは思っておりますが、世羅町といたしましても令和7年4月からは一部の部活動を地域移行できるようなスケジュールで今は考

えております。3点目といたしまして運営主体の選定でございます。地域移行にあたっての運営主体そのものをどこにするのかといった運営主体の選定。4点目は生徒たちの活動を維持するための活動場所やそれに関わります諸経費でございます。5点目としたしましては、先ほどご指摘いただきましたが、受け皿や指導者の確保、そして指導者への講習、指導の中身ですね。そういった点。最後6点目は生徒の移動手段でございます。先ほど少し触れていただきましたが、移動に関わる精神的な負担感等含めたもの。こういったことを主に6点挙げさせていただいて、今後協議事項としてまいります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 6点あっていろいろ今から質問させていただきますので、まず世羅町型の地域移行について世羅町の特定の实情に基づいて検討が行われるとありますが、どのような地域の特性やニーズを考慮されていますか。その辺をお聞かせください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 世羅町ならではということを見ますと、世羅町の中にある地域のスポーツ団体、それから文化団体、そういった他市町にあるかどうかはこれから検討してまいります。世羅町に沿った考え方を整理してまいりたいというふうに現段階では考えております。そういうのを見ますと世羅町というのは高校との接続というのを鑑みた際、やはり駅伝というところもでございます。そういった意味では世羅町ならではという部分かもしれません。ただ先ほど答弁させていただきましたように、デメリットと言いましょか、検討していかないといけないところが多々ございますので、そういったところを含めて世羅町ならではの部活動推進をしていきたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） では次に行きます。地域移行によるメリットは。どんなものがありますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「地域移行によるメリット」についてお答えさせていただきます。

学校教育課といたしましては、次の3点メリットがあるというふうに考えております。

1点目は、将来にわたり、子どもたちが生涯スポーツ・競技スポーツ及び文化活動に継続して取り組むことができる機会、その機会そのものを確保できるようになること、2点目は、教職員の負担軽減によりまして、学校の働き方改革による学校教育の質の向上が図られること、3点目は、地域の持続可能で多様なスポーツ・文化活動における環境の一体的な整備が行われること。こうした3点をメリットとして捉えております。先ほど、教育長が答弁いたしました「世羅町の実情に応じた部活動の地域移行方針」、この方針の中の目的にですね、先ほどの3点のメリットを据えて、世羅町ならではの地域移行を目指していきたいと考えております。

○3番（上本 剛） 議長。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 3点お聞きしました。それで3点それぞれお聞きします。子どもたちが生涯スポーツ、競技スポーツ、文化活動の継続的に取り組む機会の確保に向けて具体的にどのような施策を考えられておりますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 将来にわたりまして、子どもたちが継続して取り組むことができる、その機会の確保のいわゆる具体策でございますが、実際現在のところはその具体策を見出していくために協議会を設置しているところでございます。そうは言いましても一番大事なのは受け皿の部分だと思っております。将来にわたって子どもたちが取り組める機会というのは受け皿、指導者の確保、そして競技できる活動する場所。そういったところを中心に具体策をより検討してまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員

○3番（上本 剛） それでは2点目の教職員のことなんですが、教職員の負担軽減が学校教育の質向上につながると述べられております。具体的にどのような取組みが行われて、学校教育の質の向上にどのように寄与するのか教えてください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは質問のように回答させていただきます。この部活動地域移行によつての働き方改革によつて学校の質の向上が図られるという具体のことだと捉えています。この部活動が地域移行に委ねられる場合、学校の教師の勤務時間の中で部活動の時間というのは数時間にわたっております。その数時間分をやはり授業づくり、教材研究に当てたり、繰返しになるかもしれませんが、GIGAスクール構想等でのICT教育の推進であるとか、公務文書の整理、そういった部分に特化したことができれば、さらに子どもたちに寄り添う教育が強化できるのではないかという観点から質の向上が図られるというふうに述べさせていただきました。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 負担軽減、職員の負担軽減があつて部活動の時間を削ることができるということだと思ふんですが、そこで先生たちはですね、クラブ活動に関してどのようなお考えを持っておられるのか。手から離れるから良かったと思われているのか。それともクラブ活動をもうちょっとやりたいよと思つておられるのか。そこら辺のデータはとられておりますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） この部活動移行というか、クラブ活動そのものに対する教職員の意識だと思います。この教職員の意識調査については本町独自で何かアンケートをとっているわけではございませんが、さまざまな研修等の中でこういった部活動地域移行に向けた話題というのは我々も含めて教職員ともよく話をさせていただきます。そのなかでいやいや今までやってきた部活動は生徒指導上であるとか、学習規律含めて部活動が今まで支えてきた学びと

というのは非常に大きいものがあるというふうに捉えている先生も実際いらっしゃいます。

一方で逆に専門性、たとえばずっと私は文化系のクラブをやってきたが、学校体制上どうしても運動部のほうへというふうになった場合、専門性、教職員のなかには全くやってない専門性を1から、むしろ0から一生懸命勉強される中で、子どもたちのためにということで努力していただいておりますが、そういった部分を鑑みますと非常に負担感はあるといったところでございます。そういった意味では部活動が地域移行しても是非そういった教育の観点から続けたいという教職員に対しては、いわゆる兼職兼業といった制度等も活かしながらやっていきたいというふうに考えております。

3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） それでは次にまいります。地域移行によって、部活動のメニューが広がる点、地域クラブの専門的指導者からの指導で期待できる点についてお答えください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは続きまして「地域移行によって、部活動のメニューが広がる点、地域クラブの専門的指導者からの指導に期待できる点」、それらについてお答えさせていただきます。

先進地域の実践研究によりますと、専門的な指導によりまして生徒や保護者の皆様の満足度が向上したり、先ほどの教職員の働き方改革につながりますが、超過勤務時間の削減につながったりしたことが成果として挙げられております。

世羅町におきましては、生徒数の少なさから、各中学校単独ではチーム編成が困難な部活動がございます。そういった部活動が、地域移行によりまして、日頃から合同で活動できる体制を整備することで、これまで人数不足等で断念していたゲーム形式の練習メニュー等に取り組めるようになることが期待できると考えております。

○3番（上本 剛） はい。

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 生徒数が少ないものですから、地域で合体、合体言うたら失礼ですが、そういうふうにして人数が増えてゲーム形式ができるので、よりよい環境になるのではないかとということで聞かせていただきました。私の質問で、ここまでがメリットかなと思っております。

次の4番、地域移行をする際に、指導者や受け皿の確保に関しての問題点はどのようなものがあるのか、詳しくお伝えください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは続きまして「地域移行をする際に、指導者や受け皿の確保に関しての問題点はどのようなものがあるのか」についてお答えさせていただきます。

まず「受け皿について」でございますが、現在、世羅町立中学校におきまして、陸上や野球・サッカーといった運動部活動の種目が8つ、吹奏楽といった文化部活動が2つございます。

しかしながら、種目によっては、世羅町内の地域で活動されている団体がなかったり、小学校までの活動団体のみであったりと、世羅町内の既存の団体のみでは生徒のニーズに十分応えることができないのではないかと、そういったことが課題というふうに捉えております。

次に「指導者について」でございますが、先ほど申し述べさせていただきました、現在各学校で活動されている部活動を全て地域に移行しようとした場合は、全ての部活動に対し十分な指導者を確保することは、相当困難であるというふうに考えております。

さらに、国が進めております、まずは休日のみを地域に移行した場合、平日の部活動は学校の教職員が引き続き顧問を担う、そのようなこととなります。そうした場合、目標とか練習方法、さまざまなことに対しまして生徒が混乱しないように、学校と地域の指導者同士の連携を、いつ、どのようにして図り、生徒や保護者の皆様に周知していくのか、こういった点につきましても課題であるというふうに捉えています。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） いろいろな課題が山積するものだと考えておりますが、次の5番目ですが、学校から遠い地域での部活動参加の際に発生する身体的・時間的負担について、どのようなケアを考え、行っていくのでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「学校から遠い地域での部活動の参加の際に発生する身体的・時間的負担についてどのようなケアを考え、行っていくのか」についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、世羅町立の3中学校のいずれか1校に特定の競技団体等を位置付けた場合は、概ね最大で約20km、大体30分程度、移動だけで時間を要してしまいます。そのため、生徒の移動手段に関わりましては、大きな課題であるというふうに捉えております。子どもたちが、自らチャレンジしたい種目等を選択し、継続して取り組むことができる場の確保、持続可能で多様なスポーツ・文化活動の指導体制が構築、ケア等含めてですね、こうしたことも地域移行検討協議会において具体も考えながらですね、しっかり協議してまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） この20キロで30分という数字が出ていますが、これは多分車で移動の時間だと思います。車で移動する場合ですね、保護者の送迎等々が考えられるんだと思いますが、中学校終わったときに4時ですかね、4時から下校して、そこから保護者の方が20キロ30分かけて送迎されると。今の両方の共働きされている方で4時から連れて行くというのは無理があると思います。そして距離を、極端な話、自転車で行くわけにもいきませんね。1時間くらいかかりますので。そうすると実質クラブ活動する時間というのは1時間ほどくらいものになってきますし、そうなるいろいろな難しい点が出てくる。通っている間ももったいなさすぎるということであって、学業と部活動の両立が難しくなって、そのためにやむを得ず部活動参加を断念したり、部活動に係る時間が長すぎて、長時間にわたって拘束されて、学業が疎かに、宿題が

できなかつたりというようなことがあつてはなりませんので、そういうことの可能性があるということで、そこで長距離の移動手段や時間の課題を克服するためにどのような交通手段や支援策を検討されているのか教えていただきたいのですが。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 実は議員ご指摘いただいたとおりですね、検討協議会でもそういった点は一つ話題に挙がっております。協議の柱でもあったということもあります。まずはそういった夕方16時から17時というのは保護者の皆様の送迎も勿論ですが、指導者の方もその時間帯に来るといのはなかなかお仕事も含めて難しいのではないかとということも考えて、先ほど少し触れさせていただきましたが、平日は一つの案でございますが、平日は現状を維持しつつ、休日をどのような形でできるかというのも一つの案として考えていけるのではないかと案が出ております。実際、この夏季休業中、なかなか合同練習がしにくいところの部分につきましては各部活動、同じ種類の、具体的に言いますと、たとえばバレー部であるとかいったところは、団体スポーツで人数がしっかりとれないというところで、一つの学校に保護者の了解を得た後、教職員が子どもたちを送迎しながらということも実質的にやってみたということもございます。そういったこともやりながら、実際どのようなことが子どもたちにとって学業と部活動の両立であったり、いわゆる文武両道の観点からできるのかといったことも大事に検討してまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 案でございますね、平日は今のままと言われてましたけれども、これが多分案じゃなくて、平日もそのようにしていかななくてはならなくなってくると思うんですよ。そこで検討委員会のほうで話し合いは大変だと思うんですがされていると思います。そこで生徒とか、保護者の意見をどういうふうに集めて、どのように検討委員会のほうで反映されていくのか、この辺をちょっと教えてください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 当然、検討協議会ではメインが大人の視点ですので、今後生徒、子どもたち自身の思いとか、またそれに携わっていただきます保護者の皆様の思い、それをどのようにアンケートを実施して組みこんでいくか。それはこの後検討してまいりたいというふうには思っております。ただこのたびの部活動の検討協議会を設置するにあたりましては、令和5年3月の時点で今後上がってくる小学校5、6年生の子どもたちにはアンケートを実施して今の部活動というか、そういった活動に関係する思いを一応アンケートでは聞いております。そういったこと踏まえて協議会の中でも今回反映させているところがございます。ただ引き続き実際5、6年生の子どもたちが中学校に上がって、今の部活動を経験する中で、実際小学校のときに思っていたことと違うことも考えられますので、また改めてそういった思いがどう変化しているのかとか、どういったことを考えられているということをシェアできるようなですね、アンケートも今後考えていきたいと思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 私も小学生をですね、バレーのほうなんですけど、いろいろ携わっていて、保護者の方が、5、6年生の保護者の方がすごくこのことに関して問題提起をされてくるんです。それは何をかと言いますと、私の娘が中学校になったときにクラブ活動がないのかとか、どのようにして連れていけばいいのかとか、今聞いたことばかりなんですけど、そのようなことが保護者のほうであります。それはPTA会長さんのほうにお伝えするというか、そのようにすればこの協議会のほうで反映されるということによろしいのでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 先般集まっていただきました協議会の中でPTA会長様に参加していただいたときに、PTA会長様のほうもさまざまな保護者の皆さんと話した意見を協議会の中でも伝えていただきました。是非そういったことをしていただいても全然構いませんし、各学校のほうで各学校長等にそういった不安であるとか、質問であるとかというのを言っていただいても、

我々のほうでまとめさせていただいて反映させてまいりたいと思っております。

○議長（米重典子） それでは一般質問の途中ではありますが、ここで昼休憩いたします。再開は午後1時といたします。

-----  
休 憩 1 1 時 5 5 分

再 開 1 3 時 0 0 分  
-----

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き3番 上本 剛議員の一般質問を行います。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） では、地域移行によって、指導者による体罰や、予期せぬ事故が増える可能性があるという点を町はどのように考え、生徒の安心・安全の確保に町はどこまで関与できるのか、お答えください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「生徒の安心・安全の確保」についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、これまで教職員が担ってまいりました部活動の指導を地域のほうに移行する場合、新たな指導者の質を担保していくことは非常に重要であると捉えております。

そこで、世羅町の部活動に携わっていただく指導者の方につきましては、該当種目の指導者としての資格の取得を必須とし、体罰やセクハラ、生徒理解などのさまざまな視点から講習を受講していただく必要があるというふうに考えております。

世羅町教育委員会といたしましては、部活動の地域移行を見据え、先ほど申し述べました指導者の資格取得や資質向上に向けまして、世羅町主催の指導者講習会の開催を検討してまいります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 部活動の指導者の質を担保するため、指導者に対して必須とする資格講習について具体的にどのような要件やトピックスを考えておられますか。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。さまざまな資格、勿論種目ごとの資格というものは勿論なんです、すべての競技に対しまして日本スポーツ協会のほうでスタートコーチといったカリキュラムを組んでおられます。これはスポーツ少年団専門のカリキュラムではあるんですが、そういったものを広げて今、スポーツクラブの方々とかそういったところも受講できるような仕組みになってきておりますので、まずは基本的なところは外部団体が行っているところを活用していただきながら行っていければと考えております。

また先般、検討協議会の中でも安全性の担保でありますとか、指導者の質の向上という部分についてもいろいろとご意見を頂戴しております。やはり自分達が部活動を行う側だった時に受けていた指導というものが今の時代にはそぐわない状況というのは皆さん理解されているんですが、じゃあ、どういうやり方をしていくのが一番いいのかというところで、非常に指導される側も不安を持っておられる部分もあるということをお伺いしておりますので、そういった先ほどありました体罰でございますとか、そういったところの指導する側の方の困り感がどこにあるのかというところを、まず踏まえたうえでの内容を検討していきたいというのがまず1点。

またこれは指導する側というものではないんですが、生徒さんの安心安全の確保という面におきまして、指導を受けている側が疑問に思ったこととか、そういったところを言える場所づくりというのが言える組織と言いますか、体制を作っておく必要というものも一方では必要ではないかというようなことも出ておりますので、そういった部分を今後、検討協議会のなかでもんでいきたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 資格のほうはですね、私も取りに行かせていただいたんですが、なかなかいろんな指導をしていただきました。そこでですね、とった後なんです、今度世羅町教育委員会が主催する指導者講習会とありますが、指導者講習会、これはどのような形でどのような方を対象にされてやられるのか、教えていただきたい。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。基本的にはこの部活動の地域移行に対するものにつきましては部活動の地域移行の指導に携わっていただく方を対象に行うように考えておりますが、内容によりましてはそれ以外のスポーツ少年団ですとか、そういったところにもお声かけをさせていただいて全体で取組んでいければというふうに考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ちょっと変な話しを聞くんですけれども、多種多様なニーズに対応するという形をとられるということで、私、よくわからないんですが、クラブ活動と習い事の差というのはどのようなものを考えているか。どこまでが対象になるのか、教えていただきたいのですが。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 部活動のものと習い事、いわゆる線引きだと思いますが、基本的には習い事はどうしても月謝がかかったりとか、費用面のことはあるかと思えますけれども、基本的には学校部活動で考えられているのはいわゆる教育的な意義というのが主であるものです。多種多様というところでは子どもたちのアンケートを取りますと、今の多種多様というところではいきますと、華道であったり、あとは昨今で言うとeスポーツの話が出ていたりとか、そういう意味での多種多様がありまして、ただじゃあ、学校で本当にそういったさまざまな子どもたちのニーズを一つ一つ受止めて、それぞれが地域に受け皿があるからといってできるかどうか、それは教育的な価値があるかどうかというのは、検討協議会でも上がっていることですので、そういった線引き

も含めて考えていきたいなというふうには思っております。回答になってないかもしれませんがお願いします。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） では、次にまいります。外部指導者、私議員になってからすぐこのことをさせていただいたんですが、外部指導者として中学校に指導に来てもらうという考え方はどんなものでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではお答えさせていただきます。「外部指導者として、中学校に指導に来てもらう考えは」についてお答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、現在の学校の部活動を維持した上で、各学校に外部指導者を招へいするという、いわゆる「学校部活動の地域連携」といった考え方も当然、ございます。

現在、学校の実態や要望に応じまして6名の外部指導者の方を配置させていただいております。中学校の教員と共に指導に当たっていただいております。しかしながら、全ての部活動に対して十分な専門性をお持ちになられた外部指導者、こういった方々を確保することは現在今、難しい状況ではございます。引き続き、社会教育課と連携いたしまして、外部指導者の掘り起こしにも努めてまいりたいと思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 勿論、外部指導者の方も資格証等々とられると思うんですが、現在学校に配置されている外部指導者の人数が不足しているという課題があるということですが、外部指導者の増員に向けてどのようなプロセスや基準ですね、等があるのか、教えて頂きたいのですが。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 失礼いたします。大きな基準というのはござい

ません。先ほど議員ご指摘いただきましたように、いわゆるそういった専門の種目の資格、いわゆる審判免許であったりとか、さまざまな資格があろうかと思いますが、そういった方々と連携をするなかで、学校長が求めているもの、子どもたちのニーズを踏まえた上でですけれども。学校長が求めているものに対して外部指導者として、いわゆる会計年度任用職員という立場になりますが、そういった方として配置しております。

一方ここでは上がっておりませんが、部活動指導員、同じような名前なんですけど、部活動指導員に関しては、学校教育法施行規則に基づいたいわゆる正規職員ですので、そういった部分で違う免許であるとか、ハードルの部分は違ってまいります。今、私たちが求めているのはそういった専門的な運動部、もしくは文化部においての有資格者を中心とした外部指導員ということで考えているところでございます。ただ議員おっしゃっていただいたように、その線引き、誰がいつどこでどういうふうな形をとれば入れるのかということについても併せて、体制づくりとして整備してまいりたいと思っております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） なかなかその線引きというのがはっきりしない。あと今からだということですので。前述したことで人材確保が課題だということが浮き彫りになっているということで、私ずっと議員になってから言っていることがあるんですが、これは提案ですが、地域おこし協力隊員ですね、これをミッション型で募集してですね、任についていただくというような考え方、まだあと3年ありますので、準備づくりはできると思うので、そういった外部の方というか、東京、町のほうにおられる方を地域おこし協力隊員として招いて、クラブ等々をミッション型でやっていただくという考え方はあるのか、ないのか。できるのか、できないのかを教えてください。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをさせていただきます。まず地域おこし協力隊の募集にあたりましては、現在であればたとえば各地域であるとか、各課における課題、そういったものをきちっとまとめていただいて、どういったこと

でこの世羅、どういったことでそういったスポーツにやってほしい、携わってほしいというものをきちっとまとめた形で、まずは企画課へ出していただきまして、企画課のほうからそれをきちっと精査したうえで募集をかけます。

ですから地域おこし協力隊は募集をかけるのは企画課ですけど、基本的にはどういったミッション、議員が先ほどご指摘いただきました、どういったミッションでやられるのか、どういった3年後の目標を達成するのか、そういったことを考えていただくのは担当課の仕事になりますので、その担当課でお持ちの課題、そういったことを地域おこし協力隊に求めるのであればそういったことをきちっとまとめて精査をしていただいて、企画課のほうへ提出していただく。そして計画を立てて企画課のほうも、随時募集もできますが、基本的には1月からもしくは4月からそういった形で現在行っていますので、そういった各課の課題であったり、地域の課題、そういったものをまとめていただくのはそれぞれの担当課にやっていただくようになります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） ということなのですが、学校教育課、社会教育課はまとめて出される気はあるんでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 出される気はあるのかという質問に介して、出す気はないという答えはないので、出していきたいというふうに考えているんですが、そうは言いましても私個人の考えではありませんが、先ほど企画課長申し述べましたように、しっかり何が課題でどういった人材が必要なのかというのはきちっと整理したうえでやらないと見切り発車に終わってしまって、なおかつ持続可能には当然ならないと思っておりますので、そういったことも踏まえて検討協議会のほうでしっかり図らせていただきたいと思いますと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 是非企画課のほうに出していただきたいと思います。

それでは8問目にまいります。部活動費が実費負担から指導料等が有料化さ

れる場合、保護者はどのように感じると考えていますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「部活動地域移行に係る費用面」についてお答えさせていただきます。

現段階では、受け皿となります各種活動団体への運営会費、また保険等の支払いは、保護者負担になると考えます。その場合、これまで学校教育の中で組んでまいりました部活動、それが有料化されることによりまして、保護者の皆様の負担感というのは非常に大きいと考えております。国や県の補助金等の活用を始めですね、今後、教育委員会としてどのような負担軽減できるのかといったことも含めて、地域移行検討協議会のほうで協議してまいりたいと存じます。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 運営費、保険費等がですね、保護者負担になる点について保護者の負担感が増すと、お金をたくさん出さなくちゃいけないとなると、部活動をあきらめる家庭が多く出てくるのではないかと思うんですね。そういったことがないように補助をしっかりとかけてほしいと思います。

そこで質問なんですけど、世羅町内だけでクラブ活動をされたり、たとえば野球とかですね、クラブをされるときに町外へ行かれる方がおられる。そのほうにも補助というのは適用される考えがあるのか、ないのか。そこら辺を教えてください。

○社会教育課長（荻田静香） 議長。

○議長（米重典子） 社会教育課長。

○社会教育課長（荻田静香） お答えいたします。今、上本議員がおっしゃっている部分につきまして、現状でもクラブチームという形で中学校の部活動にはどこかの部に所属はしているけれども、実際にはクラブチームでもっとたとえば勝ちを求めてとか、レベルの高い指導を求めて外部のクラブチームに所属をされている方も一定数おられるのは把握しておりますが、あくまでそれはクラブチームという形になりますので、今、町のほうで考えております部活動の

地域移行というものに関しては、町外のクラブチームへ向けて出て行かれることについての補助というものについては今のところ考えてはおりません。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） はい、わかりました。

では9問目、勝利至上主義など指導者の考えと生徒の思いの差が大きい場合ですね、どのような対応策を考えておられますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「指導者の考えと生徒の思いの差が大きい場合の対応策」についてお答えさせていただきます。

令和5年3月上旬に、前もお話しさせていただきましたが、世羅町内の小学5・6年生を対象に行ったアンケートでございます。約半数の児童が「大会やコンクールには参加せず、楽しく取組みたい」、そのような回答をするなど、競技スポーツよりも生涯スポーツを求めている児童が、我々が思っている以上にですね、予想以上に多い傾向がわかりました。

今まで、私たちが培ってきた部活動の概念や目的等に捉われず、現代の、これからの子どもたちのニーズに対応できるよう、地域移行検討協議会では、このアンケートの結果も踏まえた協議を行ってまいります。また、先ほど申し述べました世羅町主催の指導者講習会の中でも、こうしたアンケート等ふまえ、子どもたちの思いや指導のあり方等について取上げてですね、指導者のほうも意識統一を図ってまいりたいというふうに考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 私、バレーのほうでやっていますが、半数の児童が大会等に出たくないというのはびっくりしたんですけれども、そういう意見もあるんだなというふうなことを思いました。

それでは10番にまいります。児童生徒が私立の学校やより環境のいいクラブチームを求め、町外に出ていく可能性を考えておられますか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それではお答えさせていただきます。「児童生徒が私立の学校やより環境のいいクラブチームを求め、町外に出ていく可能性を考えているのか」についてお答えさせていただきます。

結論から言いますと、これ一番危惧しているところでございます。議員ご指摘のとおり、部活動の地域移行が進む中で、世羅町にはない部活動への参加を希望し、町内の小学生が町外の中学校に進学をしたり、放課後に町外の部活動やクラブチームに参加したりする可能性は少なからず出てくることが予想されます。

一方で、生徒にとっては移動距離等、身体的・時間的負担はかかりますし、必ずしも生徒にとってより良い環境であるとは言えないのではないかと考えています。また、当然、保護者負担も増すことが考えられます。世羅町の実情を鑑みた際、町外への流出は必ず避けなければならない、大きな課題であると捉えておりますので、地域移行検討協議会においても、重要な協議の柱の1つとして取組んでまいります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 私が議員になってから言っていた分で、大学が世羅町にはないので、高校生が卒業されるとですね、町外の大学を求めて行かれたりということで、18歳から22歳くらいですかね、の方は住所はこちらにありますけども、実際は都市に行っておられるという方がたくさんおられるんじゃないかと思います。そこで今度はクラブがなくなったから、私、クラブをやりたいので、私立に行きますとかいうような考えでですね、東広島、三原、三次、中学校一貫校等もいっぱいありますが、その辺に進学されていくということになりますと、今度は中学生が空洞化する。世羅町のなかで。ということが極点な話しではありますが、そういうことになっては、子どもが全然いない町になってしまうので大変だと思っております。

それで大変なのを回避するために、ここの回答には伺えなかったのですが、町外へ流出を避けるために教育委員会ではどのような具体的な施策、支援策を検討されているのでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） 失礼します。繰返しの回答になるかもしれませんが、そういったことも含め地域検討協議会で諮ってまいりたいというのが今の現状でございます。そうは言いましても議員ご指摘のとおりですね、クラブのみならず、今後子どもたちが減っていく中でより良い環境を求めて出ていくということは防がないといけないということで、じゃあ、教育委員会として何か抜本的な施策というのは今のところクラブ活動のみならず、そういったこと以外で何か考えているかということ、まだ現在考えていないというのが現状でございます。そうは申しましても、これから少子化が進む中で世羅町、いわゆる公立の教育を進めていくなかで、やはり世羅町ならではの、繰返しになりますけれど、ならではのものを築いて、特色あるものを出さないと残ってもらえないということも危機感として私たちも持っておりますので、また引き続きの施策等含めて研究してまいりたいと考えております。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 少子化が進んでいますので、生徒の取合いになることもあります。そこで他市町に世羅町が負けなようなしっかりとした支援等、施策を考えていただければなと思っております。

それでは次にまいります。文化部、特に吹奏楽の地域移行はどのようにお考えでしょうか。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは続きまして、文化部、特に吹奏楽部のことですが、の地域移行はどのようにする考えかについて、お答えさせていただきます。

これにつきましても、運動部活動と同様に、指導者の確保、そして練習場所、生徒の移動手段及び運営費・保険費用といった諸経費など、地域移行検討協議会の中で協議してまいります。また、この吹奏楽部というところに特化した場合は、楽器の保管であったり、または楽器の運搬手段・方法等につきまし

ても協議の柱となります。そういった点も踏まえてしっかり協議してまいりたいと思います。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） それでは最後の質問にまいります。子どもが減ってきている我が町で地域移行による部活動は持続可能なのでしょうか。その辺を教えてください。

○学校教育課長（平尾浩一） 議長。

○議長（米重典子） 学校教育課長。

○学校教育課長（平尾浩一） それでは「子どもが減ってきている我が町で地域移行による部活動は持続可能か」についてお答えいたします。少なからず持続可能にしていかなければならないというふうな思いでおります。

議員ご指摘のとおり、世羅町の児童生徒数は減少傾向でございます。現状におきましても、この8月をもってですね、中学校3年生が部活動を引退した今、各校単独でのチーム編成が困難な団体がございます。

世羅町教育委員会といたしましては、こうした児童生徒数の減少も勘案しつつ、世羅町の子どもたちが、自ら選択して多様なスポーツ・文化活動に触れることができる持続可能で充実した部活動のあり方を研究してまいります。

○3番（上本 剛） （挙手）

○議長（米重典子） 3番 上本 剛議員。

○3番（上本 剛） 児童生徒がですね、減少している。今年生まれた子どもさん達が50人を下回るようになってきて、その子たちが12年後等々、中学校になるときにもう50名いるかいらないかということになってきますと、なかなか世羅町全体ですからね、なかなかクラブというのも難しくなっております。そこでですね、世羅町においてはなかなか部活動地域移行というのは難しい話だと思うんです。でも、部活動は多くの子どもたちにとって学びの成長であったり、友達との友情を育んだりですね、いろんな大切な場になっていることを私は思います。今になっても、プロの選手たち等でも、大活躍されている人たちでも、中学校の頃からやられているとか、小学校のことからずっとやられているとかいうことなので、それは途切れてはならないことだと思うんで

す。それで部活動をあきらめたりしていただきたくないんです。そこでですね、世羅町が他市町の見本となるように頑張ってもらいたいです。そこで議論をしていただいて見本となって他市町の人たちも呼び寄せるような地域になっていただきたいをお願いをして私の質問を終わらせていただきます。

○教育長（早間貴之） 議長。

○議長（米重典子） 教育長。

○教育長（早間貴之） ただいま上本議員、おまとめになりましたように、本当に私どもも子どもにとって部活動というものがいろいろな価値があるということを十分承知しております。ちょうど1年前になるんですけれども、令和4年9月から学校教育課と社会教育課合同です、プロジェクト会議を始めまして、今のところ10回を数えております。その協議を経て、今年度3回の検討協議会を迎えているところでございます。今日、ご質問いただいた中身はまさに私どもが今後どのような課題があるか、どうしていくかということそのものでございまして、これについてできるだけ具体的な、そして世羅町型というお言葉をいただきましたけれども、この中山間地域の世羅町ならではの移行はどうあるべきか。そのときに、先ほどのお話しの中にもありましたけれども、やはり基本は子どもたちのためにと、今を生きる、これから先を生きる世羅町の子どもたちがどのように育てていけるか、そういうところを基本としまして詳しい、そして将来に向けた協議を進めてまいりたいと思います。

○議長（米重典子） 以上で3番 上本 剛議員の一般質問を終わります。

次に 地域の将来像をどう導くのか 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長の発言許可を得ましたので、早速ですが、通告に基づき、質問に入らせていただきます。

初めの質問は、地域の将来像をどう導くのかについて、お伺いします。国は、平成26年（2014年）12月に、令和42年（2060年）に1億人程度の人口を確保する中長期展望を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び、平成27年度（2015年度）から5年間の政策目標と実施する施策をまとめた「まち・ひ

と・しごと創生総合戦略」を閣議決定しております。

町においては、国に準じて人口動向の将来展望などを示す「世羅町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定し、その実現に向けて国と同様に「世羅町まち・ひと・しごと創生総合戦略」による政策目標と実施する施策に取り組まれています。また、国は令和元年（2019年）6月に、「まち・ひと・しごと創生基本方針2019年」を策定したことから、町はこれを受けて、令和3年（2021年）度から5年間の「世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しています。

特に、人口展望では、国立社会保障・人口問題研究所の令和42年（2060年）推計値約8,900人弱を、1期では人口規模10,500人を維持する目標を定めています。人口ビジョンの改定に当たっては、合計特殊出生率や転入・転出の仮定値が、実態と大きく乖離していた反省から、第2期では国立社会保障・人口問題研究所の推計値約6,400人弱の人口を、実現可能な値として、9,500人の目標に改めています。

この改定目標の実現には、言うまでもなく、生産年齢人口の核となる男女15歳から40代の転出超過となっている年齢層の転出率を改善しなければなりません。

この課題に取り組むため、「多様な人材の活躍を推進する。」並びに、「新しい時代の流れを力にする。」などの目標が整理されたところでございます。

この実現には、若い世代を中心に「就労機会の創出と環境改善」、「移住定住の推進」、「結婚、出産、子育てしやすい環境改善」、「安心して暮らせる生活基盤の確保」など、改善整備が喫緊の課題であると考えます。

そこで、本町の人口減少は、社会増減が大きく影響していることを踏まえ、転出を抑制する社会増減対策に取り組まなければならないと考えます。人口減少を最小限度に抑え、町の発展を維持するための新たな課題などへの取り組みのお考えをお伺いします。

最初の質問は、冒頭に申し上げました「世羅町人口ビジョン（改訂版）」では、「生産年齢人口の転出率を改善することは、移住・定住施策の要になる。」と、このように言われておられます。この移住・定住施策では、総合窓口の一元化、お試し住宅事業、空き家バンク、世羅農業人財育成支援事業及び乳幼児・児童医療費支給事業など、移住・定住に力を入れられておられます。

過去5年間における移住による社会増の状況はどうか。どのように評価をされているのか。また、今後の転出率改善の方策をお考えかお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井照憲議員の地域の将来像をどう導くのかのご質問をいただきました。まず1点目の「移住定住施策の成果」についてのご質問でございます。

冒頭議員申されましたように、まち・ひと・しごと創生総合戦略であったり、さまざまなこの人口ビジョンの施策につきましては町内のいろいろな人材、若い方にも参画いただく中で、現状と課題をしっかりと見つめて、将来像をどうしていくかというところのいろいろとご意見を賜っているところでございます。そういった若い世代の中でも議員おっしゃられるように、移住定住であったり、就労機会の創出、また子育てがしやすい世羅町であるというところ。安心して暮らせるまちづくり、環境といったところ、さまざまなご意見いただく中で、近年では光ファイバ網の整備を早くやってほしいというご意見もいただく中でこういう形で進んできたわけでございます。

移住定住の中では世羅町におきまして、空き家バンク制度を中心とした移住定住施策に注力してございます。平成30年度から令和4年度の過去5年間におきましては、企画課で相談対応し把握している移住世帯数及び移住者数の合計は69世帯167人でございます。1年あたりで考えますと13世帯33人が町外から移住して来ていただいております。一定の効果があると評価しているところでございます。

今後の転出率改善の方策といたしまして、令和3年度より開始いたしました若年者遠距離通勤助成事業は令和4年度に通勤距離と年齢の条件を緩和したことから、令和5年7月現在の利用者は39人となっております。若者の転出抑制に一定の効果がある施策と考えてございます。当該事業の継続と合わせ引き続き転出率改善のための方策をさまざまに検討してまいりたいと考えておるところでございます。私からは以上です。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少し、お伺いします。5年間で69世帯、167人、これが多いか、少ないかというよりも、むしろご答弁にありました引続き、転出改善策を検討するという、この姿勢が大変重要に思います。

これまでの一般質問で申し上げましたように、人口減少は避けて通ることはできません。その上、過疎地域ほど生活コストが高くなることも悪循環に繋がっていることと思います。

「戦略的に縮小を覚悟した成長戦略」、こういうものを検討していただきたいと思います。まず、「現状維持バイアス」これを外さなければ、良いアイデアは浮かびません。それには、数字にして客観的に捉えること、第三者からアドバイスをもらうこと、これらが重要に思います。とりわけ出産期の女性の減少は致命的と言われており、女性向けの流出防止の具体策をお考えでしょうか、お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 企画課より女性向け流出防止の具体策はについてお答えをさせていただきます。

議員ご質問いただきました女性向け流出防止策につきましては、現在のところ企画課においては実施をしていない状況でございます。しかしながら男女問わず若者に特化した事業につきましては先ほど町長の答弁にもございましたが、若年者遠距離通勤支援や移住者住宅支援事業において45歳未満の方に対しての奨励金を交付するなど実施をしております。議員ご指摘の女性のみならず若者の流出防止策で考えるべき点は生活をしていくうえで利便性を重視されると考えております。ご指摘の現状維持に捉われず、さまざまな角度から研究をし、女性に特化した流出防止策を横断的に検証してまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。今年の3月定例議会の一般質問で同様の質問をいたしました、「仕事と子育ての両立の希望を世羅町で叶えていただくため、さまざまな子育て支援策を考えてまいりたい。」との答弁を伺ってい

ます。半年近く経過する中で、支援策はまとまったのでしょうか。お伺いします。

○子育て支援課長（山名智並） 議長。

○議長（米重典子） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山名智並） それではさまざまな子育て支援策についての考えはについてお答えをさせていただきます。

現在就労支援の施設であります保育所、認定こども園、そして放課後児童クラブについては、子育てサービスの提供や家庭に代わる生活の拠点として安心安全で多様な体験や活動を行うことができるよう引き続きこれは取組んでまいります。今年4月から在宅にて子育てをされているご家庭に対しまして内容を充実をさせまして、在宅子育てスマイルプランを始めました。8月末現在で36件の利用をいただいているところでございます。また広島広域都市圏による相互利用としまして、平成28年度より行っております一時預かり事業や病児病後児保育事業に加えまして、新たに備後圏域協定市町によります広域入所について来月、10月に協定の予定であります。このことによりまして、保護者の方の就労場所に近い保育所施設に入所が可能となり、安心して仕事と子育てを両立する希望に近づく一つになるものと考えております。また現在、病児病後児保育、あるいは保育所などで当日保育所へ子どもを預けておったんですが、途中で子どもが体調を崩したときには、現在は保護者へ急きょお迎えをお願いしている状況ではあるんですが、お迎えをいただかなくても体調不良型ということで夕方の迎まで預かることができる、いわゆる体調不良型の保育が可能となることを目指しております。現在広島県から事業について情報を収集しましたり、他市町の行っておられる状況も調査を行っております。そして公立世羅中央病院様と協議調整を行っている状況であります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 子育てに対する支援と非常に充実してきていると、このように感じております。問題はですね、その子育ての前の女性がどんどん世羅町から出ていると。ここを改善しないとなかなか出生率の状況が改善するとはなかなか言えないなというふうに考えますので、独身女性にターゲットを絞ってご検討いただければと、このように思います。また午前中の質問の中で女性

に特化した情報発信がありました。併せて進めていただきたいと思います。

次に、人口の減少が地域の将来に与える影響を、どのように分析されているのかということでお伺いします。

また、生産年齢人口の減少に対して、止まらない状況をどのように把握し、地域を守る方策をどのようにお考えか、2点お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは2点目の「人口減少社会の克服は」のご質問にお答えをいたします。

人口の減少が地域に与える影響につきましては、特に生産年齢人口の減少が深刻な課題であり、労働力不足や事業の後継者不足等による地域経済の縮小が、さらなる人口減少につながるという悪循環を生むものと認識をしております。

状況把握と地域を守る方策につきましては、全国的な課題である人口減少・高齢化の問題が、世羅町で劇的に解決するという事は厳しいと考えておりますが、人口の社会減を緩やかな減少に抑えるよう、「世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた取組みを着実に遂行するとともに、特に、議員ご指摘いただいております生産年齢人口の核となる世代、若者の流出を防ぐ事を重要課題と捉え、住民ワーキング等でしっかりと意見を伺い、施策に反映できるよう取り組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いしたいと思います。「世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づいた取組みを着実に遂行する。」と、このようなご答弁がございました。世羅町の魅力を活かし、若い世代を中心とした移住・定住を推進するとのことですが、空き家バンクに限って、移住者数を令和7年度までに30人に増やす目標を達成するための具体策は、どのようにお考えか、お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 令和7年度までに30人増やす目標達成の具体策はの

ご質問でございます。現在取組みを進めております事業といたしましては、先ほど申し上げました移住者住宅支援事業、遠距離通勤助成事業等がございます。

議員 1 点目のご質問の中で町長答弁にもございましたが、遠距離通勤助成事業につきましては、令和 4 年度に要綱改正を実施いたしまして当初 30 歳未満にしていたものを 35 歳未満に年齢を引き上げ、距離を 30 キロ以上としていたところを 27 キロ以上に緩和しているところでございます。これにより利用者も 39 名と大きく増加をしております。

また移住者住宅支援事業につきましては、空き家バンクの契約者件数が平成 29 年度より継続して 2 桁を維持しておりますところでございます。しかしながら課題といたしまして空き家の物件登録数が伸び悩んでいることから、登録に向けた周知に今後を注力をしてまいりたいと考えているところでございます。

○ 7 番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7 番 藤井照憲議員。

○ 7 番（藤井照憲） もう 1 点お願いします。先ほどのご答弁で住民ワーキング等でしっかり意見を伺い、施策に反映すると言われました。住民ワーキングの仕組みと意見集約の考え方をお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 住民ワーキングの仕組みと意見集約の考え方についてお答えをさせていただきます。住民ワーキングにおけます仕組みと集約につきましては、総合戦略の基本目標 1 から 4 までの基本施策に対し、関連する 6 つのグループ、申し上げますと、商工観光、人材育成、これは農業と介護がございます。移住定住、子育て、もう一つ人材育成がございますが、こちらは教育のほうの人材育成でございます。あと生活基盤でございます。この 6 つに分かれて住民の方が希望するグループにおいて住民また職員がワークショップ形式を取り、前年度の総合戦略事業の取組みや成果に対して意見交換を行うものでございます。それに伴いこの総合戦略事業の基本施策ごとに評価をしていただくものでございます。その後、住民ワーキングの意見や評価をもとに、総合戦略推進会議におきまして総合戦略の効果、検証を行い、12 月に議会のほうへ報告をさせていただいているものでございます。

住民ワーキングでは成果に対し、目標達成されたもの、されてないものなどあわせ、さまざまな意見、ときには厳しい意見も頂戴し、これらを踏まえ次年度への目標達成に向け活用をさせていただくものでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 若い世代のですね、意見をしっかり取入れてしっかり取組んでいただきたいと思います。

次に中山間地域では、人口減少と過疎化による集落機能への影響が心配されております。地域コミュニティの現状把握と活性化への方策をどのようにお考えか、お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 3点目でございます。「集落機能への影響は」のご質問にお答えをいたします。

世羅町のような中山間地域における人口減少の影響は、集落機能の低下、地域コミュニティの崩壊に繋がるものと捉え喫緊の課題であると認識をいたしておるところでございます。

現状把握といたしましては、総務省や広島県が行います集落の実態調査、これによる集計結果や分析結果を参考に、今後の方向性について県内中山間地域での検討会議等で情報収集に努めておるところでございます。また、自治センター長会議における意見交換の中で、地域の状況把握に努めているところでございます。

活性化の方策といたしましては、引き続き、移住定住の推進に注力いたしますとともに、地域コミュニティの今後のあり方について先進地事例を参考に取組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお聞かせいただきたいと思います。人口減少と過疎化による集落機能の低下、これらは各地域の年少人口を見れば、将来の地域の人口は容易に推測できます。今の子どもたちは、成長すると共に町外に出

ていきます。減ることはあっても、増えることは大変難しいと考えます。

情報収集に努めても、解決策にはならないのではないのでしょうか。

移住・定住に係る先進事例には、若いカリスマ的なリーダーが存在しますし、NPO法人化した組織などを上手に使って、移住者の住まいや地域との慣れ合いなど、幅広い支援が行われております。町においても、移住・定住に係る専門の人財と組織が必要ではないのでしょうか。先進事例を参考に、どのような取り組みをお考えか、お伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 先進事例を参考にどのような取り組みをについてお答えをさせていただきます。

議員ご指摘いただきましたように、情報収集に頼るばかりでなく、この世羅町に必要な施策の展開とリーダーとなる人材、これが必要になってくると考えております。今後の方向性につきましては、現在、世羅町でご活躍いただいております地域おこし協力隊員の方が退任後も世羅町で同様の空きやバンク事業、定住促進事業に取り組んでいきたいというふうに伺っており、現在企画課といたしましても進めているところでございます。慣れ親しんだ町で地域とのコミュニケーションも築かれ、貴重な人材として町の施策の一翼を担っていただけるものと認識をしているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 確かに地域おこし協力隊の方の経験とですね、ノウハウ、これらに加えて世羅町に不足する課題、こういったものを一緒に移住定住の施策を推進していただきたいと、このように思います。

次に、町が将来に向けて維持発展をするには、「多様な人材の活用」とか、「新しい時代への適応力」などの魅力的な地域資源の再活性化や限られた資源を有効活用する地域間連携が求められているものと思います。人と人、人と町を繋ぐ橋渡しをコーディネートしたり、施策全体をマネジメントする人財の発掘が急務と思えますが、マネジメント人財への取り組みのお考えをお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 4点目の「マネジメントする者の発掘は」についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁、ご質疑と少し重なる点があるかとはおもいますが、世羅町では、平成27年度よりまちづくりに係る住民ワーキング会議を設置をし、各種団体や各自治センターから若い世代の方をご推薦いただき、まちづくりに係る計画策定や実施事業の効果検証を行っております。

今後の生産年齢人口の中核となる若い世代を中心に、将来のまちづくりを考えていただくことで、各団体や地域のマネジメント人材育成にも資する取り組みであると考えております。

議員ご指摘いただきました地域と地域の橋渡し、かけ橋など、こういった各地区から人材から寄っていただくことで、こういった地域の課題等を共有しながらさまざまに課題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この若い世代のせっかくの意見をですね、「現状維持のバイアス」によって無駄にしないように、お年寄りには気を付けていただきたいと思っております。

次に、「世羅の宿ひがし」を活用した「お試しオフィス」の利用状況をお伺いします。

世羅の宿ひがしの便りでは、4月から7月までの利用者数は、9件46名となっております。お試しオフィスは、サテライトオフィスの誘致を促進するため、お試し利用を通じて、本格的な誘致に結び付けるものと認識しております。

サテライトオフィスとしての利用状況はどのようになっているのか。また、企業とのマッチング事業を業者に委託をされていますが、他人任せではマッチングの成果は上がらないと思っております。マッチング状況と併せてお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは5点目の「サテライトオフィスとしての

利用状況は」についてお答えいたします。

お試しオフィスの4月から7月までの利用者数は議員ご質問のとおり9件46名でございます。

ご指摘いただきましたようにお試しオフィスは、サテライトオフィス誘致するための手段でございますが、現在、町内においてサテライトオフィスを開設された企業はございません。

マッチング状況でございますが、昨年マッチングした15社のうち、1社は世羅町に視察にお越しいただいております。それ以外の数社より視察希望をいただいているところでございます。

また、広島県とも連携し企業誘致を進めているところでもございます。まずは多くの企業に世羅町を訪れて頂けるよう取組んでまいります。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。今年の7月末に全国市町村 国際文化研修所における第1回市町村議会議員特別セミナーに参加しました。セミナーでは、4名の講師の方の講義を聞きました。そのなかに、「株式会社あわえ」代表取締役の吉田基晴さんがおられ、「その地域づくり、古くない？」と題した講義を伺ったところであります。

285の自治体以上との支援実績があり、三大都市圏の企業158社以上を支援自治体へ誘致をされ、自身の美波町へ、サテライトオフィス28社を誘致したと会社の実績を話されたところであります。

世羅町もこの「株式会社あわえ」とコンサルタント契約を結び、マッチングイベント出展などをされておられますが、サテライトオフィスを取巻く環境をどのように認識されているのかお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それではお答えいたします。まずご質問にありましたとおりですね、町ではサテライトオフィス誘致支援業務といたしまして「株式会社あわえ」と委託契約を行い、昨年度今年度と支援業務、そして誘致事業に取り組んでいるところでございます。「株式会社あわえ」は議員のご質問

の中にありましたように、全国に誘致実績を持っておられまして、誘致を期待できるものではないかというふうに思っているところでございます。しかしながら現在誘致の実績がないということでもありますので、「株式会社あわせ」の力を借りながら実績に結び付く、これが重要というふうに思っているところでございます。

サテライトオフィスを取り巻く環境でございますが、現在他市町においても誘致につきましては、さまざまな取組み行っているというふうに聞いております。県内でも広島県の事業を活用して取組んでいる市町は12団体といったような状況でございます。こういった状況で世羅町が成果を出すというのは簡単ではないというふうにも認識しております。そのなかでですね、地方のオフィスを探している企業、こちらが条件のいいところを選んでくるというふうに思っております。これはやむを得ない当然のことと考えております。町といたしましては、そういったところをいい条件、そしてできる範囲で誘致しやすい条件を整備して取組みを進めたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。講義の一部を紹介しますとですね、彼は東京に出て、起業したがすべて失敗。出身地に戻って、高品質のインターネット環境、「職・住・遊」の近接する暮らし及び、地域の温かい受入れがあったと話されています。世羅町におけるサテライトオフィス誘致に必要なことは何か、お伺いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。世羅町においてサテライトオフィス誘致に必要なことではございますが、先の答弁にも触れた部分がございます。まずは企業が来やすい条件整備、それが必要ではないかと考えているところでございます。そのためには企業が何を求めているかを知ることでも必要なことではないかというふうに今、思っているところでございます。また、ご講演の中でですかね、地域の温かい受入れがあったというお話しでしたが、ここは非常に重要なポイントではないかというふうにお聞きしたところ

でございます。よって町そのものに魅力がないと、いくら紹介しても世羅町をなかなか選んでいただけないというふうに思っておるところでございますので、誘致そのものの条件整備、併せて自然、人が重要な鍵と考えておりますので、世羅町にはその十分な魅力を備えているというふうに認識しておるところでございます。そういったところをしっかりと活かしてですね、周知PRを行ってまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ただいまのご答弁を繰り返すようになるんですけど、やはり誘致を実現するにはですね、問い合わせのあった「企業ニーズの理解」、「誘致に必要な情報収集」、「誘致体制の構築」、それに「PR映画の作成」、「イベント等での企業との直接交渉」、その上「視察対応」、このようなプロセスが必要に思います。しっかりと世羅町の差別化を図ることが重要に思います。お試しオフィスを活かした取組みを要望しておきます。

次に日本では、65歳から74歳までを前期高齢者、75歳以上を後期高齢者と呼んでおります。高齢者の中には元気な人も多く、私を含め、高齢者と言われることに違和感を覚える人もいます。

調査結果を見ても「一般的に何歳から高齢者と思うか。」という問いに、70歳以上が約29%、75歳以上が28%と、このようなデータもございます。移住定住施策におけるターゲットに、高齢人口を加えた取組みを提案したいと思っております。日本では、人生100年時代を迎えようとしています。65歳以上であっても活発な人が多く、70歳以上を高齢者と認識しているわけでございます。働ける高齢者の移住・定住を考えていただきたいと思いますがお考えをお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 6点目「高齢人口のギャップは」のご質問にお答えをいたします。

世羅町におきましては、「世羅町人口ビジョン及び世羅町第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げるとおり、若い世代をターゲットとした移住・定住

施策に取り組んでいるところでございます。

一方で、議員ご指摘のとおり、年齢に関わらず活発な方が多く、世羅町の産業を支えていただいている現状にございます。

現在も、仕事をリタイアされた後の暮らしを世羅町でというご相談も多くいただいております、ニーズに合わせた対応に努めているところでございます。引き続き、年を重ねてからの移住・定住の支援にも注力をし、引き続き取組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。私自身、町の活性化には若いエネルギーが不可欠だと、このように思い込んでおりました。しかし、超高齢化の時代にあっては、高齢者のエネルギーを町の活性化策に考えざるを得ない、このようにも思っているわけでございます。

そこで、移住・定住施策に高齢者バージョン、これがあってしかるべきだと思うわけでございますが、高齢者施策の実現を願う訳であります。

是非とも、具体的な取組みを考えていただきたいと思いますので、お考えをお伺いします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 移住定住施策について高齢者バージョンがあつてしかるべきではというご質問であったかと思いますが、議員ご指摘いただきますように年齢が高い方々も世羅町への移住を希望される方、これはたいへん多くいらっしゃいます。その方々に対して特別な制度は設けておりませんが、移住希望の相談内容の中には移住して地域の中で役立ちたい、子育て事業の一翼を担いたいなど、これはつい先般いただいた相談内容でございますが、こういった目的というものを明確にされる方もいらっしゃいます。このような場合、担当課といたしましては地域のサロンや行事等に参加できるようにお試し暮らしを使いながらではございますが、こういった行事等に参加できるように手配をするなど、ニーズに応える対応をしてきているところでございます。企画課といたしましても引き続き年齢、性別を問わず、制度の周知とニーズに応える対応に努めてま

いりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） ご答弁をずっと振返りますとですね、やはり現状維持バイアスとの戦い、このように思いました。先進事例の検証を見るばかりでなくですね、先進施策、これにしっかり取組んでいただきたいことを要望してこの質問を終わります。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） さまざまにご質疑をいただく中で、このたび議員のほうからいただきました現状維持バイアスについてでございますが、やはり言ってみれば同じところから何もせずに動かずにじっと静観、石橋を叩かずにそのままそこにじっと留まっているというような、要は現状維持を貫いているという状況でございます。やはり議員ご指摘いただきますように制度はその時代、その時代にあったニーズに応じていくものでございますが、そういった制度の設計につきましても財源等もかかってくるということもでございます。しっかりとそういうところは横断的に協議をしながらさまざまにご提案いただいたものについて研究をしてまいりたいと考えております。

ここで休憩といたします。再開は2時30分といたします。

.....

休 憩 14時17分

再 開 14時30分

.....

○議長（米重典子） 休憩を閉じて会議を再開いたします。休憩前に引き続き藤井照憲議員の一般質問を行います。

せら夢公園のパークPFIとは 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 次の質問は、「せら夢公園のパークPFIとは」と題して計画の進捗状況などをお伺いします。

新聞報道によりますと、県は県立公園の「こぎかなくんスポーツパークびんご」の一部エリアに公園運営に民間の資金やノウハウを活用する「パーク P F I」制度を新たな指定管理者制度期間が始まる 2026 年度の導入を目指すとしています。

また、パーク P F I は、「電光石火みよしパーク」及び「せら夢公園」についても導入を検討中と、このようにされております。

せら夢公園は、平成 18 年 4 月に県民公園と農業をテーマに「せら農業公園」と「せらワイナリー」が統一愛称「せら夢公園」として開園しております。現在まで、無料で開放されていることから、多くの県民を始め、町民にとってもグランドゴルフなどに、大変喜ばれている施設でございます。

また、町は県から事務委託を受け、平成 18 年 7 月から指定管理者「株式会社セラアグリパーク」が「県民公園」と「せらワイナリー」を一体的に管理運営を行っております。町にとっても未共用部分の早期整備を要望しつつ、ふれあい広場や自然観察園及び、クロスカントリーコースの活用には谷敷杯や麓杯争奪のロードレースの外、ファミリーリレーマラソン大会の誘致など、県の施設でありながらも町を挙げて「せら夢公園」の有効利用に取組み、相乗効果として「せらワイナリー」の賑わいづくりにも有効に効果が発揮されているものと思う訳でございます。

県は、この広大な県民公園を将来にわたって、愛され続ける公園であるために「ひろしま公園活性化プラン」を取りまとめています。町にとっても町民に愛され、地域に欠かすことができない施設であることから、取組みの方向性や具体的な取組みについてお伺いします。

初めの質問は、「せら夢公園」の現状をどのように分析し、管理運営上の課題をどのように捉えているのかお伺いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 藤井照憲議員、2 問目でございます「せら夢公園のパーク P F I」の内容について縷々ご質問いただいております。夢公園の現状と課題はのご質問でございます。

先ほど来議員からこの夢公園のいろんなイベントの内容については申し述べ

ていただいたところでございます。さまざまな者において活用をいただいております。またこの秋には音楽イベント行われるということで、多くの誘客に繋がるものと思っておりますし、また夢公園、自然豊かな場所であるということで、多くの方に来場いただいております。何よりも無料というところで、特にコロナ禍においてもですね、安心して子どもたちを遊ばせる場所として重宝されたというふうに聞いてございますし、グラウンドゴルフに関して言えば多くの大会を催していただいております。先般も雨の中でも、大会運営されておりました、大会の運営側からもワイナリー等のさまざまな商品を活用してやろうという声もいただいております。しっかりアグリパークのほうからですね、いろいろ声をかけていくように私のほうからお願いをしているところでございます。

この夢公園もですけども、広島県におきましては、県立みよし公園、県立びんご運動公園、県立せら県民公園のこの3公園につきまして、将来にわたって県民から愛され続ける公園を実現することを目的とされまして、令和4年3月に「ひろしま公園活性化プラン」を策定されたところでございます。

現状といたしましては、この公園活性化プランにも示されておりますけれども、せら県民公園の強みとしては、県内でも数少ない自然観察園を有していること、周辺に観光施設が点在していること、せらワイナリーが隣接していることなどの特性がありまして、広域的な利用をしていただける施設となっておるところでございます。

また、管理運営上の課題といたしましては、施設の老朽化が進んでいること、高速道路からのアクセスがあまり良くないために観光客の集客には難しいこと、活用されていない未供用エリアが存在することがあるというふうに認識してございます。

県のほうにもいろいろとお話しに来ていただきまして、先般も県の中の土地環境整備局のほうから職員の方来訪いただき、今後の内容についても説明いただいております。

現状PFIが進んでいるのがびんご運動公園こさかなくんのほうでございまして、国体の誘致、テニスのほうでですね、されるということでそういった要望にも世羅町も一緒にお願ひしますということで先般も来られたところでございます。私どももせら夢公園が今後いろいろなそういった県の動向も見ながら有

効な手段となる、また国の応援がいただけるものであればですね、近隣市町とまた連携し一緒に要望活動を行っていただけるようお願いしていきたくと思っています。同じ備後圏域ということで今回そういうことをごさいました。

世羅町としても大切な施設でございます。広島県としっかり連携を行う中で、未活用エリアの今後についていろいろと協議を進めていきたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。課題の中でですね、老朽化、そして高速道路のアクセス、それから未供用エリアがたくさんあるという、こんな課題ありました。なかでも高速道路からのアクセスが良くない、この部分についてお伺いしたいと思います。

せら夢公園の活性化に「フライトロード」の延伸と、これが不可欠のように思います。フライトロードの延伸要望の手ごたえはどうか。この点をお伺いします。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは質問にお答えします。フライトロードの延伸要望の手ごたえ、要望の取組み状況についてでございます。フライトロードは空港はもとより、広島市方面からのアクセス道路でございまして、本町、またせら夢公園にとって集客のため重要な路線であると認識しているところでございます。

本路線につきましては県内6市町、また島根県10市町で構成する広島空港北アクセス道路推進協議会によりまして毎年国土交通省、県内選出国會議員、財務省への中央要望活動、また国交省中国地方整備局、広島県議会へ、協議会構成市町と連携し整備区間の指定に向けて強く要望を行ってきたところでございます。

令和3年3月に事業主体でございます広島県が策定いたしました社会資本未来プランにおきましては、グローバルゲートウェイ機能の強化、及び空港機能の充実に係る施策として、また広島県道路整備計画2021では物流生産性向上のための道路ネットワークの構築に係る施策として広島中央フライトロードが掲載しているところでございます。また広島県におきまして整備区間の指定に向け

た測量や調査が行われているところでございまして、また補助事業者でございます国との調整もなされているものと聞いているところでございます。今後も推進協議会、及び町といたしまして早期の整備区間指定、また事業着手が図られるよう継続して要望してまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 県の社会整備の夢プランの中に位置付けられておりますので、しっかりと町の声伝えていただきたいと思っております。

次に、町として、開園以来、多くの課題に取り組むと共に、景気の低迷期やコロナ禍においても、利用者数の拡大と満足度の向上に努めてこられました。「パークPFI」は検討中ではありますが、今後の取組みとして、目指す姿をどのようにお考えかお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それではお答えいたします。2点目の「10年後の姿は」のご質問についてお答えいたします。

広島県が公園活性化プランの策定時に行ったアンケート調査では、せら県民公園の利用者の83%が「せらワイナリー」を利用しているという調査結果が出ており、10年後の目指す姿の実現にあたっては、周遊する利用者が立ち寄る施設とするため、せらワイナリーなどの観光施設との連携を強化し、認知度向上に向けた更なる広報活動を行うことが必要であると考えております。

また、自然の豊かさが満足度につながっているということから、地域活動や自然保護活動・環境学習などを行いやすい環境を継続し、10年後、子どもからお年寄りまでが何度も訪れていただける施設であり続けるように努めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いいたしたいと思っております。せら夢公園は、広大なスペースと周辺には花観光などの観光施設がたくさんあります。ワイナリーを始めとする周遊観光への取組みを強化する必要を感じておりますが、お

考えをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。周遊観光への取組みの強化でございますが、ご質問にありましたとおり、町内には観光施設、観光農園など多くの観光スポットがございます。現状ではそれらの観光施設にそれぞれの観光客が訪れているというような状況が多く見受けられておるところでございます。ご指摘いただきましたようにこれらの施設を周遊という観光へ結び付けることは町内での滞在時間を長くするという点、そうなりますと消費の拡大にもつながるといふふうに考えております。現状では周遊観光の一環といたしましては、花めぐりバスという事業がございますが、これにさらにそのほか周遊観光が進む取組みをしっかりと担当課としても検討して具体化してまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） この町の観光施設をつなぐ、この役割は町の仕事だと思っておりますのでしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

次に、少子高齢化と共に、人口減少は必ずやってきます。利用者の減少も避けては通れない課題であります。公園資源の活用と魅力ある公園にするために、県に対して、どのような要望をお考えかお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 3点目の「具体的な取組みは」のご質問についてお答えいたします。

せら県民公園においては、未活用エリアが存在しますが、パークPFIなどの民間活力の導入により、公園の魅力向上を図る取組みが必要であると考えておりますので、県に対して未活用エリアの有効的な使い方を検討するよう要望してまいりたいと考えておるところでございます。

また、施設の老朽化に伴う設備更新などについても併せて県に要望してまいりたいと考えておるところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いいたします。具体的な評価や課題をお伺いいたします。未活用エリアは、弱みの部分でもありますが、逆に、県民ニーズに即した開発が可能なエリアとも思われます。こうした考え方に立てばたくさんあるということでございます。是非とも、この施設の中にある森林浴、またはのんびり散策など、都会との距離感を楽しめる活用をお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。議員のご指摘のとおりですね、未活用エリア、これが弱みの部分ではありますが、裏返して考えればですね、ここをしっかりと活用していけばですね、有利になるエリアがたくさんあるというふうに考えております。まず大切なのは、豊かな自然、そして豊かな森林をですね、十分活用して、未活用エリアを有効的な使い方というふうに考えますのでそういった点をしっかりとってですね、県と連携して進めてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） 未活用と言えば、悪く聞こえるんですけど、手つかずの自然が残っていると、このように思えば、開発のニーズ、これらに即した考え方がいくらかでも展開できると思いますのでしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

次の質問にいきます。現在の公園は、町が「株式会社セラアグリパーク」を指定管理者に指定し、県からの管理委託料で運営されていますが、管理コストの適正化や利用収入増への取組みが今後求められると思います。管理運営を強化するとしたら、取り組むべき課題は何か、お伺いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは4点目の「コストの適正化や収入増は」

についてのご質問についてお答えいたします。

ご質問のとおり、現在、せら県民公園は、株式会社セラアグリパークを指定管理者として運営しております。

せら県民公園にかかる経費といたしましては、指定管理料及び維持修繕費となりますが、いずれも広島県からの費用負担によるものでございます。

収入源となる施設の利用率につきましても、特別な場合を除き無料でございます。収入増をなかなか見込めないというものでございます。

今後は、県の進めるパークPFIを活用するなどにより、収入を見込める施設のあり方を検討することが課題であると認識しておるものでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう少しお伺いします。利用料金収入の見込める施設のあり方を検討することが課題のようでございます。「せら県民公園」と「せら農業公園」との相乗効果を活かすことで、公園機能を発揮していると、このように思います。これには町のご努力、これが大きく関わってきて今日の姿を維持できているものと思います。

「せら県民公園」の無料とワイナリーを核とする「せら農業公園」は、ワインの直売やレストランが揃い、夢高原市場では、地域の農産物も買うことができます。県民が気軽に楽しめる公園機能は、現状の施設機能で満たしているものと思います、この先、この機能を維持することが重要と考えますが、お考えをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それではお答えいたします。議員ご指摘いただきましたとおりですね、せら県民公園と、せら農業公園、この相乗効果で公園の機能を発揮できていると認識しております。そういった点で現状を維持することは非常に重要であると改めて認識したところでございます。引き続きです、両方の公園管理をお願いしております「株式会社セラアグリパーク」のほうにはですね、気軽に楽しんでもいただける公園として、今後も引き続き適正な管理と運営をしていただくように、町もしっかり連携して、またバックアッ

プもしてまいりたいと考えているところでございます。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） もう1点お伺いします。せら夢公園には、広大な未活用エリアが存在します。「野鳥の森」または「冒険の森」、これらは自然豊かな環境が残されており、環境学習や森林浴にもってこいの場所だと思います。この豊かな自然を是非とも残した活用を望みますが、お考えをお伺いします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。豊かな自然を是非とも残すということでございますが、せら県民公園内にございます自然観察園におきましては、ヒョウモンモドキ生息地の整備も行われており、また里山学校などの森林を活用したイベント等も行われておるものでございます。そういったイベントにはですね、多数の参加者も訪れていただいて賑わいをみせているものでございます。しかしながら先程の答弁でも申しましたが、収入を見込める施設というのは難しい点もございます。そういった中で収入を見込める施設を今後検討するということが非常に重要だとは思っておりますが、議員のご指摘のように未活用エリアの活用については、特に自然の豊かさを利用した施設活用を今後進めていくことが重要ではないかというふうに考えております。そういった今の良さを今後も活用しながらしっかり進めてまいりたいと考えております。

○7番（藤井照憲） 議長。

○議長（米重典子） 7番 藤井照憲議員。

○7番（藤井照憲） せら夢公園はですね、家族で遊べるふれあい広場、それから自然観察園、自然生態の里、及びグランドゴルフやクロスカントリーコースも楽しめるなど、広域的な利用が可能な施設であります。県が進める「パークPFI」事業が県民にとっても、町民にとっても、一層親しみやすい公園となるよう、町の声を、しっかりと県に伝えていただきたいと思います。以上でこの質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） それでは7番 藤井議員のご質問に私よりお答えをさせていただきます。

ご質問の中でご示唆いただきましたように、この県民公園は無料で皆様方にしっかりと楽しんでいただける県内でもまれにみる都市公園の設定でもございます。おっしゃっていただきますようにこの広大なフィールド、区域につきましては、県の公園と町の農村公園があわさった形で、双方が相乗効果を生んでいくことが一番の期待されるところでもございます。今まで以上にしっかりとPRに努め、現地でしかないその自然、そして酷暑猛暑の中ではこれからは避暑地の一つとしてもその活用、また楽しんでいただける要素も大きくあると考えております。

県としっかりと意見交換をする中で、県・町の枠組みを超えて一つのフィールドとして利活用を目指してまいっていきたいと思っておるところですし、ご示唆いただきましたように、広島県へしっかりと要望と言いますか、我々町からもしっかりとこの機能が発現するように提案者としてもしっかりと意見を伝えてまいりたいと思います。この大きなそして未来にこの期待ができるこの区域を町、そして県一緒になってこれからも維持、それ以上に利活用に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（米重典子） 以上で7番 藤井照憲議員の一般質問を終わります。

次に 空き家増加における課題と対策 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき発言させていただきます。今回は空き家問題とサテライトオフィスの2点についてお伺いいたします。

まず項目1として、空き家問題についてお伺いいたします。

世羅町も人口減少に伴い、多くの「空き家」が発生しております。

過疎化が進行している地区では、全体の半数が空き家になっている、そのような集落もございます。

空き家の発生は、住宅・土地の管理不足や防犯・防災上の危険性、また観光を主産業としている町にとっては、景観上の点から見ても大変問題があるのではないかと考えております。また相続人の方が県外など離れた場所に生活拠点がある方は、どのように対応すればよいのか困っているとといったような声も届いております。今後も増え続けると予測される「空き家」の問題は対策が急務であります。そこで提案も含め何点か質問させていただきます。

まず最初に空き家の現状及び増加における課題と対策についてお伺いをいたします。

○町長（奥田正和） はい、議長。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） 向谷伸二議員の空き家の現状及び増加における課題と対策のご質問にお答えをさせていただきます。

現状ではなかなか空き家が減らないというより、空き家が増えているという状況で、これではならんということで除却後の空き地バンク等も進めようということにはしています。しかしなかなか除却できるまでのところへいかない空き家がたくさんあるというところがありますし、かなり老朽化してリフォームにも時間がかかるというようなご意見もいただきますし、なかなか空き家問題については全国でもかなり厳しい状況でございます。

平成30年総務省住宅・土地統計調査によりますと、世羅町内の空き家総数は2,070戸と全戸数の約27%を占めております。また、前回平成25年の調査からは5年間で100戸が増加をし、今後も増加していくことが予想され、これを抑制していくことが喫緊の課題であると認識してございます。

次に対策でございますけれども、令和2年2月に策定いたしました世羅町空き家等対策計画に基づき、大きく三つの施策を講じることとしております。一つ目は、空き家等の適正管理に対する施策として、空き家等の調査を継続するとともに所有者への管理意識啓発、情報提供、相談対応を行うこと。二つ目として、空き家等の活用に対する施策としまして、空き家バンクへの登録促進や移住定住促進を行うこと。三つ目は、空き家等の除却に対する施策として、老朽住宅除却等事業費補助金により空き家の除却の促進を継続するとともに、倒壊など著しく危険な状態となった空き家などは、特定空き家等としての判定を進

め、所有者等に助言や指導を行うとともに、必要な措置を講じることとしてございます。

空き家等々になりますと近くの草が繁茂する中で地域での迷惑等も聞くところでございます。こういうところでなかなか地域力というのも難しくなってきましたけれども、遠方におられてもシルバー人材等で草刈りをされているところも、1年に1回刈られているのも聞いてございますし、いろいろとご苦労があることは承知してございます。今後世羅町にとってこういった措置がきちっとできるような仕組みづくりも考えていく必要があるかと思えます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 5番。まず今の数字を聞かれて町民の方もびっくりしておられるのではないかというふうに、これが現実だということですよ。約5年前の調査ですから、もう3割は超えているような数字が出ているのではないかなというふうに思っております。これ自体減少止めるということはどう考えても難しい。止めるということ自体が現実的ではないというのが本当のところだと思います。ですから、これを解決するという意味では人口減少対策をやっていかないとどうしても無理なのかなというのはありますけれども、今回は空き家に対する問題として質問をさせていただきたいと思えます。先ほど3つほど問題点というか、課題をお話いただきましたけど、その中から少し質問をさせていただきたいというふうに思えます。

2年前の9月の一般質問でもこの問題を私のほうで取上げさせていただきました。そのときに住宅相談会の実施や終活支援を提案をさせていただきました。まず空き家、長期放置はなかなか難しいにしても、まず空き家になる前の対策が最重要ではないかというお話をさせていただきました。質問の2としまして、現在所有者に対してのアプローチ、現在はどのようなアプローチを行っているのか、お伺いをいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） 5番 向谷伸二議員の2問目でございます「所有者に対するアプローチ」についてお答えをさせていただきます。

空き家となる原因のうち最も多いものは居住者の死亡によるもので世羅町では全体の約4割を占めるところでございます。空き家になって年数が経過いたしますと、先ほど議員からもご指摘がありましたように、建物が傷み利活用が難しい、また年数が経ちますと相続等がなかなか難しい面があり、放置される状況に至ることが多く、早期に対策を講じる必要があると考えております。

このような状況に陥る前の対策といたしまして近年、希望される地域のサロンや終活セミナーに出向き、空き家バンク制度の説明をすることで、空き家になる前から今住んでいる家のことを家族で話をしてもらうきっかけづくりとする取組みや、固定資産税の納税通知書を送付する封筒に空き家バンクの制度説明を掲載するなど、所有者に対するアプローチを行っているところでございます。

さらに、管理が不適切で周辺的生活環境へ影響を及ぼすなどの問題が生じている空き家につきましては、所有者、また管理をしておられる方に対しまして、現状をお伝えし、適正管理をお願いするとともに倒壊等の恐れがある場合には解体を促すなどの取組みを行っているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）サロンや終活セミナーを開催していただいているということなんですが、これはどの程度開催されているのか。要望に対して行っているだけで、たとえばこちらからアプローチをしているのか。その辺のところをお伺いいたします。

○企画課長（升行真路）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（升行真路）お答えいたします。ご質問いただきました内容につきましては両方ございまして、こちらから出向いて直接、サロンの中でお話をさせていただく機会、また地元からお声を頂戴してお話をさせていただくなど、回数は覚えてないんですけど、昨年で大体5回くらいは地域へ出向いてですね、終活セミナーをやったのではないかと記憶をしております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

- 5番（向谷伸二） 5回というのは町全体ですか。
- 企画課長（升行真路） はい、議長。
- 議長（米重典子） 企画課長。
- 企画課長（升行真路） そうでございます。
- 5番（向谷伸二） （挙手）
- 議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。
- 5番（向谷伸二） ということは全地域には行ってないということになりますよね。それでは浸透しないのではないですかね。じゃあ、今のサロンとかセミナーに出向いて行って、それが実際に結果として結びついた件数というのはどの程度あるんでしょうか。
- 企画課長（升行真路） 議長。
- 議長（米重典子） 企画課長。
- 企画課長（升行真路） お答えをいたします。結びついた件数というのはそこからいっしょになくなるということですので、まだ住んでおられる方の今後、それ以降どうしていったらいいかという制度の説明ですので、それはですから、いっしょになくなった後、それが成果として現れるかどうかということになるのではないかというふうに考えているところでございます。ちなみにですが、今年度に入りましては現在3回、7月分だけでございますが3回セミナーを実施しております。
- 5番（向谷伸二） （挙手）
- 議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。
- 5番（向谷伸二） 確かに自治センターさんにおいてもそういった呼びかけですか、そういったこともされているのは見てますので、動かれているのだなというのは理解しているんですが、やはりもう少し周知が本当は必要なのではないですか。しっかり全地域が年に2回か3回しますよいうんだったらわかりますけど、全体で5件ですと、それはやっているうちには少し私的には入らないかなと思います。もう少し本気度を上げてきちっと周知するべきではないでしょうか。
- 企画課長（升行真路） 議長。
- 議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。先ほどですね、ご答弁の中で固定資産税の納税通知書の封筒に印刷をして出しているということでご答弁をさせていただいたんですが、過去に中に空き家バンクの関係の書類を入れてもともとは送付をさせていただいてました。そうしたらですね、一部の方ではございますが、もう既に家を売れ言うんか、空き家バンクへ登録せえ言うんかというような苦情もいただくわけです。言ってみればそこに地域、いろいろな地域がございますので、うちとしては、ある程度要望をいただいたところに出向いて行かさせていただくというのが基本的なスタンスでございます。うちのほうが企画をする場合もございますが、基本的には招かれて行ってお話をさせていただくというのがスタンスでございます。正直まだ住んでおられる家に対してのお話をさせていただくわけですので、なかなか個人の財産を云々ということになりますと、なかなかお話しをする中でもデリケートな部分もございますので、そういった終活ではございますが、なかなか難しい部分でございます。ですから、本来であれば、議員ご指摘いただきますようにすべてのところにおいてそういった周知ができればいいのは確かでございますしかしながらできるだけ要望があったところに対して赴く。またうちが企画するときにはそういった場所をきちんと自治センターと相談をしてですね、やらさせていただくという形で現在は進めさせていただいているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○儀長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） なかなか難しい問題だというのは理解をしております。個人資産に対して行政だけで取組むというのははっきり言って限界があります。そこで全国の自治体さんも大変苦労されているんだろうなと思います。現在、空き家の活用促進を事業としている民間会社等もございます。そことタッグを組んで空き家対策に取り組んでいるという自治体があります。比較的名前の知れたところで、1件あって、そこは16自治体あたりと組んでやっていると。それが成功しているか、していないか、その辺はちょっと私も把握はしておりませんが、官だけでは限界があるというところで、次の質問ですけれども、官民が一体になった仕組みづくりやネットワーク、そういった構築が必要ではないかなというふうに思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えいたします。3番の質問は建設課の対応になっておりますので、議員からのご質問に対して私のほうからお答えをさせていただきます。

空き家の対策を民間の事業者とのタッグを組んでということだったと思いますが、世羅町におきましてもですね、ある程度町内にございます不動産事業者さんの方と連携を図らせていただいております。役場の企画課のほうで実施をしておりますのは空き家バンクということでホームページに載せていただいて、所有者さんとのやり取りなどを経て最終的には資格を持った方が間に入られてきちっと売買をされるということでございます。基本的に不動産業者の方ともいろいろお話しをされる中で、不動産業者のほうで売ればこちらの空き家バンクのほうは落とすというような形にもなりますので、町内の不動産業者の方と一緒にタッグを組んで実施はしているところでございます。

○建設課長（福本宏道） 議長。

○議長（米重典子） 建設課長。

○建設課長（福本宏道） それでは3点目の「官民一体の仕組みづくりやネットワークの構築が必要では」のご質問にお答えします。

世羅町では官民一体の仕組みとして、地域の方々や法務、不動産、建築等に関する学識経験者からなる世羅町空家等対策協議会を組織し必要に応じ協議会を開催しているところでございます。協議会では、空家等対策計画の策定や変更並びに実施に関する施策を始め、著しく危険な空き家について緊急安全措置を講じることなどについて協議を行うこととしております。

議員ご指摘のように、今後更なる空き家の増加と問題の発生が予想されることから、他の自治体の先進事例などを参考にしつつ、新たな仕組みや取組みについて検討していく必要があると考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。学識経験者を中心とした世羅町空家等対

策協議会ということで計画策定や変更並びに実施に関する施策を協議されているというお話しでした。勿論、このような組織は大変重要でいいと思うんですが、ただ私が今回提案したかったのは実務レベルでの民間チームの結成を後押ししたらどうかという提案なんです。たとえば相続に関する相談窓口、あるいは家屋の修繕、解体の相談窓口、あるいは賃貸売買に関する相談窓口、また不用品の処理、そういった一つのことをするのにさまざまなことが全部絡んできます。ということは、所有者の方もどこに、誰に、どのように相談したらいいかわからないというのが、これが一番の本当の原因ではないかなというふうに思っています。ただそれを行政がするわけにいきませんから、当然民間のチームでないとできません。ただそれを行政もバックアップするような形で一つのチームというか、窓口、一本化したものが構築できないかなというふうな考えで今回提案を差し上げました。多分それがあれば、一般の方もちょっとここへ相談してみようかというような形になろうかと思えます。ただ調整が難しいとかいろんなことはありますけど、そこはいろいろ調査をしていただいて、どうやったらそれができるのか。たとえば地元の事業者だけで話を持って行ってできるものなのか、いやもうちょっと近郊、もうちょっと広げて協力をしていただけたところがあるのか。そういったことも含めて、一番のものは相談するところがわからない、ない、どうしたらいいかわからないというのが一番だと思うんですよ。そこを解決したらこの問題はかなり前に進むと思うんですよ。難しいとは思いますが、進むことは間違いなく進むと思います。ですから全国でどこでどのような形でやっているか、そういったことも調査していただいて、行政がバックアップする形でそういったことができるのかどうか、まず調べていただいて研究してほしいんですよ。いかがでしょうか。

○企画課長（升旗真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升旗真路） お答えをいたします。窓口一本化ということでタグを組んで、チームを組んでということでお話をいただきました。少し議員のご質問ともしかしたらはずれるかもしれませんが、今現在、企画課で実施しておりますのは、勿論空き家バンクの紹介でありましたり、空き家バンクの登録、また先ほど議員のほうからご指摘がありました家財の処分、そういったこ

と。取引に関する事以外は概ね企画課のほうで1本化を今、させていただいております。そうしたなかで、先ほど7番の藤井議員のときにも少しお話しをさせていただいたんですが、現在将来的に今の地域おこし協力隊の方がその業を担って自分でやっていきたいというような志を持って今、一生懸命勉強をされていらっしゃると思います。今後はですね、町とそういった地域おこし協力隊を退任された後の方、法人化を予定をされておりますのでこういった方々と一緒になって、そして併せて地域も巻き込んでですね、こういった空き家バンクのネットワークづくり、こういったことに少しでも進んでいければというふうに考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）一生懸命地域おこし協力隊の方が頑張っておられるのは私も聞いております。是非しっかりとですね、はっきりとした道筋をつけて本当の解決に向けた状態を作っていただきたいというふうに思います。

先ほどでなかった会社ですが、空き家活用株式会社というのがあって、そこが全国16自治体とやられているということでした。あと、安芸高田でも有名になっている無印良品ですか、あそこあたりも空き家事業に取り組んでおられます。あそこは自社の無印商品とのタイアップ的なことで活路を開こうというような形で取組まれていますけれども、これだけ大きな空き家問題、全国の大きな問題ですから、必ずそれを事業化しようというところは必ず今から出てきます。たとえば解体した家屋の古い木材が売れるということもあって、それをとっておいてやっているというようなところもありますけれども、なかなかそれが即事業になるかどうかというのは難しいかもしれませんが、さまざまに事業化してくるだろうなど。そこに見えてくるのではないかなというふうな感じはしております。是非前向きに先へ進んでいただけるようお願いしたい。

では次の質問に入ります。空き家バンクの今現状での現状と課題について伺います。

○企画課長（升行真路）議長。

○議長（米重典子）企画課長。

○企画課長（升行真路）それでは4点目の「空き家バンクの現状（登録数と

売買契約数の推移)と課題は」についてお答えいたします。

空き家の新規物件登録数は、平成30年度26件、令和元年度29件、令和2年度13件、令和3年度18件、令和4年度13件と推移しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、相談件数が減ったことが影響しているものと考えております。

一方で、空き家バンクの売買契約数でございますが、平成30年度10件、令和元年度11件、令和2年度13件、令和3年度10件、令和4年度10件と堅調に推移をしておるところでございます。

2点目、3点目の質問項目でも答弁させていただきましたが、相続登記が未了の物件や、長期間にわたり適切な維持管理がなされていないため登録ができないといったような物件が多いことが現在一番の課題ではないかというふうに考えておるところでございます。

○5番(向谷伸二) (挙手)

○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) 課題として2点挙げていただきましたけども、1点目の相続登記については今後、義務化されるというふうに聞いておりますが、これによってどのような変化というか、改善がみられるというふうにお考えでしょうか。

○企画課長(升行真路) 議長。

○議長(米重典子) 企画課長。

○企画課長(升行真路) お答えをいたします。議員ただいまご指摘いただきましたようにこれが今度、義務化をされるということになればですね、時間や経費等もかかるかとは思いますが、やはり空き家を大きく二分すると少し直せば住める物件、それと全く住めない物件と、俗に言う危険家屋に分類をしますが、前段の少し直したら住める物件で相続登記が完了しているものについては物件数的には増えてくるのではないかなというふうに考えております。

○5番(向谷伸二) (挙手)

○議長(米重典子) 5番 向谷伸二議員。

○5番(向谷伸二) 2点目の所有者不在や長期にわたり放置されている物件が多いというお話でしたけど、これに関しても空き家対策特別措置法で倒壊の

危険性のある物件、衛生環境悪い物件、管理が行き届いてない物件、周辺からの苦情が多い物件などは固定資産税が現在の最大6倍程度までに上がるというような報道もありました。このことは転機になるのではないかなというふうにも思いますが、その辺に関してはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○企画課長（升行真路） （挙手）

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） お答えをいたします。こういった制度の改正等があることによって、今まではそのままにしておけば自分以外に降りかかってくるものはないという感覚でのごことがあったかもしれませんが、個人の資産というものに対する考え方、そういったものが大きく変わってくるのではないかなというふうに考えております。特に危険家屋等につきましては建設課のほうで所管をしていただいて、申請があったものについてはきちっと補助制度を活用して壊していただいているところではございますが、企画課といたしましては住める空き家は個人の財産として制度改正をもとに有効的に活用していただきたいというふうに願っているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 少しでもこういったことを転機にいい方向に進むように頑張りたいというふうに思います。

では次の質問に入ります。空き地バンクが今回導入されましたが、その導入の目的についてお伺いをいたします。

○企画課長（升行真路） 議長。

○議長（米重典子） 企画課長。

○企画課長（升行真路） それでは5点目の「空き地バンク導入の目的は」についてお答えをいたします。

今年度、令和5年度より導入いたしました空き地バンク制度の目的につきましては、新たに町内に新築を検討しているが、土地探しに苦慮されている、そのようなお話しをお聞きする中で、町として情報を提供することにより、その課題を解決することを目的として始めたものでございます。併せまして、建設課が所管する老朽住宅除却等事業費補助金に、空き地バンク登録の条件を附す

ことにより、補助金を増額するものでございます。

これにより、危険家屋の除却とその後の空き地の活用、これによりまして、新たに町への移住・定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に取り組んでいるところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）土地を有効活用するための情報支援であり、制度そのものは大変よいことではないかなというふうに思っております。先ほどの説明で老朽住宅除去等事業費補助金がサポートになるのではないかと。勿論サポートにはなるとは思うんですが、現在この老朽化の分の補助金が今年度5件程度予測されて500万の予算だったと思うんですが、確かもうそれがいっぱいになって使われているというふうに確かお聞きしましたけれども、ということは需要はもっとあるのではないかとというふうに考えますが、そのことに関して予算的なこと、今後どのように考えられているか、そのことについてお伺いいたします。

○建設課長（福本宏道）議長。

○議長（米重典子）建設課長。

○建設課長（福本宏道）それでは老朽住宅除却事業補助金についてお答えいたします。老朽住宅除却事業補助金につきましては町が認定した危険空き家の解体に要する費用の一部を補助する事業でございまして、令和5年度につきましては予算として700万円を計上しているところでございます。これは空き地バンクの嵩上げによるものも見込んだものでございまして、今年度につきましては6件の除却事業の交付を予定しているところでございます。除却事業につきましては要望が多くございまして、すべての申請に対して交付ができてない状況もございます。

一方でこの危険家屋の解体につきましては所有者自らに解体していただく必要があることから、しっかりとした補助をもって解体を促していくことが非常に重要であると考えております。限られた予算の範囲内ではございますが、今後も継続して補助を進めていきたいと考えておりますし、また空き地バンク事業の創設によりましてさらなる活用をいただきたいと考えているところでござ

います。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 土地にしても、家屋にしても活性化するということは非常に大切なことなので、是非しっかり活用していただいて、増やしていただきたいというふうに思いますが、予算的な面で、需要に対して追いついていないという点もありましたので、その辺はまたご協議いただいてしっかり予算を確保できるように進めていただきたいなというふうに思います。答弁はいいです。

○議長（米重典子） 次に お試しオフィスによる企業誘致の現状は 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 全国的なネット環境の整備に伴い、都市部に本社を構える企業も、リモートワークを活用した新たな働き場所を地方に求めておられます。町も光ファイバ網整備によりネット環境が整い、昨年サテライトオフィス（お試しオフィス）を整備されました。今年度もすでに5か月が経過をいたしました。そこで企業誘致の現状についてお伺いしたいと思います。先ほども同僚議員の質問とかぶる部分があるので、申し訳ございませんが、よろしく願いいたします。

施設の利用状況及び予算の活用状況は。お願いします。

○町長（奥田正和） はい。

○議長（米重典子） 町長。

○町長（奥田正和） それでは向谷伸二議員の2問目でございます「お試しオフィスによる企業誘致の現状は」についてのご質問にお答えさせていただきます。今の利用状況、予算の活用状況については、4月から7月までの利用者数は先ほど述べましたように、9件46名ということになってございます。

予算のほうでございますが、関係予算としてサテライトオフィス誘致支援業務、未利用資産活用支援事業及びICT企業誘致現地調査費助成金を計上させて

いただいております。

企業とのマッチングなどで紹介を受けるサテライトオフィス誘致支援業務でありますが、現在、事業を実施しておるところでありますが、空き事務所等を利用して起業する場合の支援を行う未利用資産活用支援事業及び企業が世羅町へ視察等に来る費用を支援する ICT 企業誘致現地調査費助成金は現在、利用はございません。今後、利用していただけるよう企業誘致を進めてまいりたいと考えております。

現状「あわえ」という者においていろいろと取組み行っていたいただいておりますけれども、現状ではまだこういう状況でございます。実は昔、光ファイバを措置する前ですけれども、サテライトオフィスをやらないかという声があったことがありまして、その時点では場所をまず選ぼうということで、甲山の商店街、今高野山の下のほう、かなり空き家ありまして、うちの職員ですべて空き家を調査してくれました。そのなかでもうちでやってくれたらどうかという声は何件かいただいておりますたんですが、残念ながらネット環境が整っていないということで、それだけを NTT で引くとなると、かなり大きな金額を求められました。現状その者は白浜でやられてますけれども、サテライトオフィスといってもですね、事業者の研究施設にもなっている場所があります。いわゆる住所をおかずにですね、職員がころころころ何か月かごとに変わられるというのも見させてもらいました。それは者の方針で、新入職員のいわゆる研修場所として行っている場所もあれば、その企業同士が連携を持たれた中でやられてます。そっちのほうへ繋がっていくことを私もしっかり求めていきたいと思えますし、世羅町をフィールドとしてオフィスを開業いただく、いわゆる起業ですけれども、そちらのほうにしっかりと繋がっていくことを熱望している状況でございます。

○ 5 番（向谷伸二） （挙手）

○ 議長（米重典子） 5 番 向谷伸二議員。

○ 5 番（向谷伸二） 確かに企業様によっていろんな企業がありますから、さまざまですけど、地元にご貢献してくださる企業様もたくさんございます。その企業が来られたおかげで地元新たに産業が立ち上がるというようなこともございますし、さまざまなパターンがあるとは思いますが、いずれにしてもまず

は来ていただかないと話にならないということです。数字的に月平均2件くらいですよ。はっきり言って少ないですよ。昨年準備期間、準備期間ということはスタートしたときにはもうスタートできる体制でいつでもしっかり呼べるという状況が準備期間です。今年がスタートだから、さあ、今からやりますよ、これは間違いです。だから件数が少ないんだと。それともう一つ企業様のことですから、私がどうのこうのと言うことは無いですけど、今回の今、契約されている「あわえ」さんですが、全国で100以上の会社と契約されておられると思いますけれども、たとえば最初その方が立ち上げたときに3社か4社一生懸命やりましょうという時期の力の入れ方と、100以上の社と契約している今現在の、さあ、一緒に頑張っていきましょうという熱量がどの程度違うかということです。そこは考えておかないと受け身で待っていただけでは多分何も起きませんよ。そういう段階にきているということです、時期的に。向こうだって100何十社も持っているのにさあ、一生懸命頑張りましょうとなかなかできませんよ、現実的には。こちら側がしっかり仕掛けていかないとサポートしていただくのに、それなりの金額を支払われているわけですよ。それはきっちり町民の方のお金ですから、しっかりそれが活用できるようにやっていただかないと困るわけですよ。是非しっかりサポートしていただけるか、サポートしていただけるようにもっていくか。きっちりその辺の対応を図っていただきたいというふうに思っています。

2番目の質問で、利用者の感想や要望についてどのようなデータを持ってもらえるか、お伺いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。2点目の「利用者の感想や要望は」についてでございます。

お試しオフィスを利用されたすべての方から聞取りはできておりませんが、設備やインターネット回線については満足であるという声をいただいております。

また、要望・意見でございますが、町外の利用者からの利用料金が低い、それから長期滞在でのお試しができない、事前予約なしで飛び込みでの利用がで

きない等の改善の必要なご要望等をいただいております。これらのご要望に対しまして、より利用しやすい環境を整えていくための検討が必要であると考えているところでございます。

現在、利用していただいた方への直接アンケートや、一定期間が経過した後の感想を求めていくことなどは現在進めるつもりで検討しております。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 3点今、要望について意見をお聞きしましたが、まず利用料金が高いということですが、これは調査はされましたか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 利用料金についてでございますが、お試しオフィスについての料金のことでございます。このお試しオフィスはですね、ご存じかとは思いますが、世羅の宿ひがしのほうへ設置しているものでございます。そういったこともありまして、利用料金のほうが世羅の宿ひがしの利用料金という設定がされておるものでございますので、このお試しオフィスを利用するためにその辺のことも検討する必要があったかとも思いながらですね、現在できてないところでございます。そういった条件もある中で、答弁でも申しましたように、そういった点も含めて改善していく必要もあるというふうに思っているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） それはおかしいです。はっきり言って。それはお試しオフィスとしての価格設定をしないとそれはそういった問題が起きますよね。ひがし様のほうに対してのフォローはそれはまた考えていただくにしても、料金に関しては全国の価格を見てしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

2つ目、長期滞在ができないという意見ですよね。これは1か所だからできないという意味なのでしょうか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長（米重典子）。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） この長期滞在ができないということにつきましては、このオフィスはお試しでございますので、実際、たとえば1か月ばかり使ってそこで、1か月のお試しと言われればそれも有りかと思いますが、今の町のお試しオフィスの考え方といたしましては、できるだけ多くの利用を企業に方にさせていただいて、最終的には町の中へ事業所を設置していただきたいと、そこが目的ですので、一つの企業様が利用して1か月なりしていただくという点はどうかというふうには思っているところがありますので、長期できるのかというお話があったときに、ちょっと長期のお試しは難しいんですよというお答えをさせてもらったという意味でございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） わかりました。アンケートに関しては検討しているとお話でしたが、検討ではなく即実施が必要なことだと思うんですが、これはされておられるのでしょうか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） アンケートについてでございますが、ご指摘いただきますように即時必要ということでございます。まずアンケートの方法でございますが、利用者の方へのすぐのアンケートというのはまだ準備できてなかったものでございますので、先般の産業建設常任委員会でもご指摘いただいた点もあるかと思いますが、そのあと、そういった利用後のすぐのアンケートについて今、準備をしております。またそれとは違って今までの利用者の方へのアンケート、こういったのはすでに送っておりますので、そういったアンケートについては、対応できるものについてはすでに行っておりますし、今後必要なものについては準備をしているということなので、ご指摘いただきましたように遅れのないようにやってみりたいと思っております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 要望を聞くのが最も重要な仕事だというふうに思います。そこから初めて何をすべきかというのが見えてくるわけですから、しっかりその辺は会社は何を世羅に求めてきているのかということが一番重要かと思えますので、しっかりニーズの把握に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

次の質問で、課題と今後の対策はについてお伺いいたします。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） それでは3点目「課題と今後の対策は」についてお答えいたします。

課題といたしましては、利用件数が少なく、現時点において企業誘致の実績がないことから、今後、どのようにして利用件数を増やし、また企業誘致に結びつけるかが重要な課題と認識しております。

また、今後の対策でございますが、町内において起業等していただけるように、誘致支援業務の活用やホームページ等での周知の徹底、並びに新たな支援施策の整備についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） 来ていただく、来てみようという企業様ですよ、それは何かと言ったら世羅の魅力ですよ。それがあって初めて選ぶという行為に入ります。それまでは比較していて、それに対して世羅というところがこれだけ魅力があるんだということで初めて選んでいただけるわけですよ。ですから魅力とか利点ですよ、世羅に来られたらこんないいことがありますよと、そういった点、どのような点をアピールされていますか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。まさにご指摘いただきましたですね、まずは世羅町を選んで、いわゆるお試しに来ていただくということがまず必要でございます。そのためには、先ほど他の議員のご質問等、またその中への私どもの答弁にもあった部分ではございますが、世羅町の魅力ですよ、それがないと結局他市町との比較の中でまず世羅町が自分の事務所を置く

のにですね、いいところだなと、いい仕事ができそうだなというふうに思っていたかかないと、多分選んでももらえないというのはまさに今、ご指摘いただいたとおりだと思います。そういう点で世羅町の魅力といたしましては、やはり自然がある、それから静かである。そういった関東地区なり、関西地区、そういった都会から来られるような企業さんとその地域と比較して世羅町の持っている魅力というのは自然ではないかと思っておりますので、そういったところがしっかり選んでもらえる地域となるようにですね、企業誘致、お試しオフィスの周知をするときに世羅町のそういった良さも併せて周知していくことが世羅町を選んでいただける一つの大きな魅力となるかと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）たとえば来られた方に対して、観光地を案内するとか、紹介するとかそういったことはされているのでしょうか。

○商工観光課長（山口 徹）議長。

○議長（米重典子）商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹）お答えいたします。今年度になりまして、すべての来られた企業さんではございませんが、2件だったと思いますが、いわゆるお試しオフィスに行かれる前に時間もあるということで世羅町内のいわゆる観光地を見ていただいたり、それからその前に世羅町はこういったところですよというのをパンフレット等でお話したりしたこともありますので、今後も時間のある企業さんについてはしっかりそういうのをやりながら世羅町の良さをPRしてまいりたいと考えているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）しっかり時間を作ってください。世羅の最大の魅力は先ほどもありましたけれども、自然、それから花や果樹など、観光資源の豊富さだというふうに思います。現在の施設は地区内外から体験学習をされるとか、実績もあります。すばらしい場所だというふうに思いますが、大自然を満喫していただくという点では少し不足しているような感じもいたします。そこ

で提案ですが、青少年旅行村などにある野外宿泊施設ですよね、そういったところを追加のお試しオフィスとして活用されたらどうかなというふうに思うんですが、どうでしょうか。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） お答えいたします。4点目の「青少年旅行村などの野外施設を追加オフィスとして活用しては」というご質問についてお答えいたします。

町内でサテライトオフィス等を起業される場合は、公共施設の活用、または民間の空き家や賃貸住宅などの利用が考えられます。

公共施設の場合には、入っていただきやすいように事務所として使用できる体制を整備しておく必要があるかと考えております。それに伴います改修費等の予算が必要になってまいります。民間の利用の場合には、事業者様が自ら、自分にあったものを使いやすいような形でですね、借りられることが考えられます。

いずれの場合もメリットとデメリットがあり、町といたしましては、ご指摘いただきましたせらにし青少年旅行村等の野外施設を含めた公共施設の利用など、こういった形が、より企業誘致につながるのかをしっかりと検討してまいりたいと考えております。

○5番（向谷伸二） （挙手）

○議長（米重典子） 5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二） はい、5番。少し私の質問の仕方が悪かったんですが、サテライトオフィスとしての活用ではなくて、お試しオフィスとして追加されたらどうですかという意味で今回は質問をさせていただきました。要するに1か所だけでなくもう1か所作ってはどうですかというご提案です。というのが、青少年旅行村をご存じの方はわかると思いますけれども、ほんと自然がすばらしくてですね、あそこに行くと別世界に行ったような感じも受けます。都会から来られた方には特別な場所ではないかなというふうに思います。そういったところの施設を、あそこかなりケビンがたくさんありますが、全部を利用するというのは指定管理者側からしてもかなり負担があるので

はないかなというふうに以前から思っておりました。そういったところを、指定管理者との話し合いは必要にはなりますけど、あの中の一部をそういったお試しオフィスとして活用できれば、たとえばそこに宿泊してもらえたら、朝の散歩なりしていただければすばらしい感覚を受けていただけるのではないかなと。あと、たとえば入浴施設であれば香遊ランドがありますよとか、今はこういう果樹がありますよとか、いろんな形でのアプローチもできると思います。是非そういった今ある施設を有効利用して魅力をしっかりとアピールできる、そのような施設を整備されたらどうかなという意味合いで提案をさせていただきました。

○商工観光課長（山口 徹） 議長。

○議長（米重典子） 商工観光課長。

○商工観光課長（山口 徹） 失礼いたしました。私どものほうはですね、追加オフィスというところの捉えが、私ども担当課といたしましてはお試しオフィスの次の段階をもう考えていく必要もあるというふうに思っているところもございますので、サテライトオフィスとして起業される部分として捉えたところでございました。

そういったなかでお試しオフィスとしてどうかというご質問でございますが、これにつきましてはまず現在のお試しオフィス、世羅の宿ひがしのほうにあります、こちらの利用がですね、確かに大自然という点では旅行村は野外活動施設でありますので、見た目もそういった形で造っておりますので、そういった部分では少し差があるかと思いますが、世羅町の良さをわかっている部分としましては、先ほど答弁させていただいたように、来られた企業さんには世羅町の良さも当然、紹介していく必要がありますし、時間があれば、議員ご指摘のように周遊もしていただくというようなことも考えておりますので、まずは今のお試しオフィスを利用がまだ少ないので、まずはそこでお試しをしていただくということを増やしてまいりたいということで、2か所のお試しオフィスをなかなか両方をどんどん使っていただくような利用というのはすぐには増えていかないのではないかなというふうに思っているところでございます。

もう一つお試しオフィスの利用なんですが、丸1日そこで利用されるという

ことはあまりなくてですね、わりと短い時間でいわゆるネットワーク環境であったり、そういった一番知りたいところをある程度確認されたら、また帰られたりされる方が多いものですから、旅行村でお試しオフィスをやった場合に、その辺の旅行村の自然の良さというのをわかってもらって、世羅町の良さにつながっていく時間がなかなかとれるかとも思ったりもしますので、やはりお試しオフィスは今のところしっかりやらせていただいていますね、その中で世羅町、まわりの良さを併せてわかっていただくような案内であったりですね、そういったことをしっかりしていくというふうに今のなかで考えているところでございます。旅行村の利用につきましては先ほどの答弁にもありましたように、どうしても次の段階が必ず必要になってまいりますので、そういったところも併せてしっかり検討させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○5番（向谷伸二）（挙手）

○議長（米重典子）5番 向谷伸二議員。

○5番（向谷伸二）反対ですよ。今ある施設が人が来ていないから、そこをもう少し活性化したら次に行きましょうと。そうではない。来ていただける施設を用意するということですよ、まず。そこが相手側に立ってないんですよ。こっち側の考えでしょ。まずここが少しでもお客さんが増えたら次に行きましょうかと。そこにお客さんの視点がありますか。ないでしょう。お客さんが何を求めて来られるか。だったらそれを用意するのがこっちでしょ。それに泊まる人はいないでしょというような考えをもって、ちょっとびっくりしましたけれども。そんなことはないですよ。しっかりそこを調べたいと思ったら泊まっていますよ。そうでないから泊まらないんですよ。たとえば案内を送るのも、今回はワイナリーのこういった行事がありますよ。今回は果樹でこういう行事がありますよと。そのときには併せて来られませんか。一緒に従業員の人が来られたらどうですかと。一緒に見てみませんか。できるじゃないですか。提案はいくらでも。それが最初ですよ。そこがないから進んでいけないんですよ。こっち側の目線で、この場所がいいからここへ造った。この場所へ来てくれません。一生懸命ここが利用していただけるように頑張っています。そうじゃない。相手側が来たいと思う設定をするのがこっちの仕事なんですよ。

だと思えますけれども。今まだ考えられないということでしたが、是非また行政全体としてどういった方向に進んでいけばいいかしっかり検討をしていただいて、また次の段階に移っていただけたらなというふうに思います。以上で私の質問を終わります。

○副町長（金廣隆徳） 議長。

○議長（米重典子） 副町長。

○副町長（金廣隆徳） 私から5番 向谷議員からのご質問にお答えさせていただきます。議員からご示唆ご指摘いただきましたところでございます。まずは現在の世羅の宿ひがしのサテライトオフィスの利活用についてご指摘、またご示唆いただいたところでございます。先ほど来におきましては、せらにし青少年旅行村など野外施設もしっかりとその全町一円に光ファイバ網が整備をされたわけですから、その部分も踏まえて全町にそういった体験できる糸口、そういったところを設けることが、サテライトオフィスを町内に設けていただける一つの後押しになるというご示唆をいただいたところでございます。

現在の世羅の宿ひがしにおけるサテライトオフィスは、インターネット環境並びに世羅の地をご視察いただけるための拠点として、現在その誘致の一端を担っておりますが、ご示唆、ご指摘いただきましたところはせらにし青少年旅行村を始めとした、そういった宿泊施設とあいまったパッケージはどうかというご指摘をいただいたところでございます。セカンドステージに入っていく場合としては、業務と住まいを端的に体験できる世羅町内でのあり方、そういったところが必要であるにご示唆いただいたところでございます。ケビン等々の小さなスペースにつきましてはスモールオフィスを展開したときの状態がどうなっていくのか、またそこを拠点に世羅町にしっかりと滞在していただく中で、世羅町の良さをさらに知っていただいたうえで、サテライトオフィス誘致に向けての具体的な検討を先方にもしていただけるチャンスにはなると考えております。

宿泊とあいまった形で体験していただくことと、町内の宿泊所、またそれぞれの公共施設があいまって利活用が進むことは非常にこれは有効な手段とも考えられるところでございます。ご示唆いただきましたように町内一円でどういった体験とそのような滞在をしていただけるのか。全町光ファイバが整備をさ

れたところを踏まえて、この後の展開、しっかり担当課におきましても、ご示唆いただきました点についてもしっかりと進めてまいりたいと存じます。

○議長（米重典子） 以上で 5 番 向谷伸二議員の一般質問を終わります。

お諮りします。

本日の会議は、これで「延会」したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで「延会」することに決定いたしました。

本日は、これで「延会」します。

次回の本会議は、9月6日 午前9時から「開会」いたしますので、ご参集願います。

（起立・礼）

-----  
延 会 16時02分